

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第29号

平成27年12月8日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	情報管理課長	菊地浩君

市民課長 山田茂人君
福祉推進課長 尾又齊夫君
ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
建築課長 中橋健君
学校教育課長 岩本尚史君
中央図書館長 関田実千代君

産業振興課長 乙幡正喜君
健康課長 志村明子君
環境部副参事 長瀬正人君
土木課長 寺島由紀夫君
下水道課長 佐伯芳幸君
学校教育部副参事 小坂橋悦子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東口正美君

○副議長（中間建二君） 昨日に引き続き、19番、東口正美議員を指名いたします。

○19番（東口正美君） おはようございます。

昨日に引き続き、質問させていただきます。

昨日、事業別コスト計算書につきましては、担当部長のほうより地方公会計制度の導入とともに推進していきたいという御答弁をいただきましたので、そのことは了承いたしました。

せっかく通告に神戸と札幌のことを書かせていただきましたので、ちょっとこの点だけ触れさせていただければというふうに思います。

ネットにはさまざまな自治体のコスト計算書が出ておりますけれども、今回この2市のがちょっと見やすいかな、わかりやすいかなということで取り上げをさせていただきました。

札幌のほうには、例えば除雪費用のことが書いてあったり、神戸のほうにはスーパーコンピュータ「京」の活用とか、当市とは余りなじまない、その地、独特の事業のことが書いてありますけれども、それ以外に必ずどこの自治体でも行われている戸籍住民窓口の経費がどうなっているかということが書かれております。

ちょっと皆さん、メモをとりながら聞いていただければと思うんですけども、札幌の人口は193万人、この窓口業務にかかるコストは32億4,853万円、一方、神戸は人口155万人、窓口コストが39億966万円というふうに書かれております。この表示だと、やはりなかなかわかりづらいんですけども、この行政コストで一番やはりわかりやすいのは、市民1人当たりの市税投入額が幾らになってるかということで、これが札幌のほうですと、この窓口業務、1人当たり1,245円、神戸のほうは2,086円ということで、同じ窓口業務でも1人当たりの市税投入額が800円近く違うということが見てとれます。また、徴税業務に関しましても、札幌は193万人の人口に対して67億8,369万円、神戸のほうは155万人の人口に対しまして90億1,758万円ということですね。これだとなかなかわかりづらいですけども、結局のところ1万円の徴税に当たるコストは、札幌のほうは243円、神戸のほうは220円ということで、ここはやはりそんなに乖離がないということで、やはり1人当たりの金額、生活実感に、わかる金額になってくることで市民の人たちが、財政のことが理解をすることはなかなか複雑で難しいかもしれませんが、このきっかけになるんだなということを改めて感じますので、そのためにはやはり非常にこの公会計制度の導入と技術的に難しいことがあるということも承知いたしましたので、この先、当市もそのような取り組みをしてくださるということなので、楽しみに待ってたいと思います。

昨日、各議員の席に公共施設白書がいよいよ配られましたけれども、これからこの公共施設の管理計画もつくられていく中で、やはり一つ一つの事業に対するコストというものが、市民にわかりやすい形で提供されていくということが重要だと考えますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ごろすけだよりのほうに行かせていただきたいと思います。

そういう意味では、全く違う形で市民への数的な情報提供に御努力された環境部ごみ対策課の出されたごろ

すけだよりについて伺いたいと思いますけれども、まずこれを出された狙いですね、どういう目的でこういうものを発行されたのか伺わせていただきます。

○環境部長（田口茂夫君） 従前、年に1回、市報におきまして廃棄物に関しましてごみ処理経費の関係ですとか、ごみの排出量、こちらのほうの情報を市民の皆様にお届けをさせていただいております。昨年、平成26年10月から家庭廃棄物を有料化するに当たりまして、新たに市民の皆様にご負担をお願いしているわけでございます。市長のほうからも指示もございます。また有料化方針におきましても、引き続き減量化を推進するためには、適切な市民情報をお届けするということもございます。また、さらには市民の皆様からも、説明会等におきまして、適切な情報をいただきたいというふうなお話もございまして、今回、第1回目としてこのごろすけだよりの発行に至ったという経緯でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 紙面を見ますと、できるだけわかりやすい提供をされようということが読み取れるんですけども、特に市民へわかりやすく提供するために工夫されたことがあれば教えてください。

○環境部副参事（長瀬正人君） 廃棄物広報紙の作成に当たりましては、なるべくわかりやすい表現ということをご心がけたところでございます。特に家庭廃棄物有料化から1年ということでございますので、そちらの処理手数料の使途に重点を置いて、決算状況をわかりやすい表現でお知らせしたところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 特に今回は、この1ページ目のいかにごみが減量できたのかというところが、一番、市として見せたい情報なのかなというふう感じております。一目瞭然、有料化後のごみが減量されてることが、わかりやすい表示でなされていると思います。

2ページ目、開きますと、この決算状況ということで、昨年、有料化が10月から始まったということで、この年度で締める決算とは少し数字的に整合性がとれない部分もあるのかなとは思っているんですけども、ごみ有料袋の収入によってどういう事務がどのように行われたかということ、表現されようとしてるんだなというふうに思っているんですが、先ほども言いましたように、もう少しこの生活感覚に合う形での表示というものができればなというふうに思っております。と言いますのも、当然この有料袋になりましてから、私たちのほうにもさまざまな市民の方の御意見をいただきます。戸別収集になられた方たちは、有料化になったことで、家までとりに来てくれる手数料なのかなというふう感じてらっしゃる方もいるし、また一方、集団回収の方たちは、今までと何も変わらないのに有料化になってしまって、そのお金、どこに使ってるのかしらというふう感じてらっしゃる方も多い中で、やはり自分たちが何百円か出して買っている袋のお金と、そのごみが処理されていくことにかかる経費ということに対して、今まで以上に関心が高いんだなというふうに思います。

そこで、もう少し確認をさせていただきたいんですけども、当初リッター2円ということで、おおむねごみ処理量の3分の1を、この有料袋によって負担をするという計算式で行われてると思うんですが、この決算状況の全ての金額を足すと13億2,723万円ということになるかなと思うんですが、それに対してこの有料袋は1億6,227万円ということだと、やはり全体の処理量の1割が、この有料袋というふう、これを見ると読み取れるんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 廃棄物の処理にかかる手数料の占める割合というようなことではございますけれども、平成26年度は有料化の期間が6カ月間ということで、算出しづらいといったところもございます。ですが、廃棄

物処理にかかった経費から、資源の売り払い収入等の特定財源を差し引いた額を、家庭廃棄物処理手数料と一般財源ということで割合を出しますと、家庭廃棄物処理手数料の割合が約14%、一般財源の割合が約86%というような割合になろうかと思えます。

以上です。

○19番（東口正美君） それと、もう一つ確認なんですけれども、その有料袋、当市は同じ有料袋に可燃物、不燃物、容器包装プラスチックという、この3種類のごみを収集するのに使っておりますが、この3種類のごみ処理に関する経費もそれぞれ違うのかなと思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年、有料化をさせていただく際に、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック等、それぞれの負担、市で収集運搬及び処理、処分の経費の一部についてということでの御負担の中で、それぞれ単位当たりの負担していただきたい金額というのは異なっております。ただ、最終的に有料化を実施、導入させていただく中で、他市状況の勘案ということで、最終的にはリッター当たり2円ということで手数料のほうを設定させていただいたという状況でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） わかるような、わからないようになっていく感じ、私が理解ができてないのかもしれないんですけど。この有料化になったことで、これだけ減量できたということは、市民の方の意識が変わったと思うんですね。これが一番、市長が望んでるところの出口を変えるために入り口を変えるということにつながっているのかなと思っていて、いろんなお話、もちろん容器包装プラスチック、一生懸命切ってるわよとか、押してるわよとか、ぎゅうぎゅうにして入れてるわよとか、いろんなそれぞれ知恵を工夫しながら生活者の人たちは節約に努力をされているわけですけど、私が聞いた中で、例えばドレッシングを買うときに、プラスチックで買ってしまおうと、汚れたプラスチックで可燃物に入れるのも、洗って容器包装プラスチックに入れるのも、結局、有料袋に入れなきゃいけないので、私は瓶にしたという方がいて、この瓶の処理についてはまた少し複雑だというのは担当課から聞いてるんですけど、とりあえずそのことは置いといたとしても、この入り口からの意識が変わってるということが、すごく大きいかなって思うんですね。それはやっぱり生活実感に伴う経費が、自分の生活の中でかかっているという意識になったからだなというふうに思うんです。

なので、要望なんですけど、この3分の1程度というふうに言っていた、やはり14%の部分しかこの袋の料金は宛てがわれてなくて、それ以上にごみの処理にお金がかかっているということと、もう少しこの生活実感に合った形で、今後出していただければなと思います。例えば可燃物20リッターで出したごみを処理するのに、私たちが払ってるのは20リッターなので40円ですけども、これを最終的にエコセメントにするまでにはあと幾らかかっているのかとか、あと不燃物は20リッターに入れると最終的にきちんと処理されるまであと幾らかかっているのか、容器包装プラスチックも同じような形で、この袋に入れて最終的に市がこの処理、廃棄物処理がきちんと終わるところまで、どれだけかかっているのかということとをきちんと見せていくことが、家計にも優しく、環境にも優しく、そして市財政にも優しくということにつながってくると思うんですね。

自分の家のごみがこれだけ減量されると、税金もこれだけかからずにいるんだということが、市民感覚、生活者感覚でわかってくるのがすごく大事なかなというふうに思っておりますので、今後そういう、確かに負担金だとか分担金だとか、現実問題は財政のことというのは非常に複雑なことを抱えていると思うんですね。でもそこをやりくりしていただくのは、市の職員の方のお仕事かなって思うんです。それで、この行政サービスを受けている私たちが、どうしたら努力できるのかということ、またこちらはそれは市民の側の努力の問題

だと思うので、できるだけそのところをわかりやすく、情報提供していくことが大事かなというふうに思います。

財源を別にして、何かいい事業の提案はありませんかって質問された議員さんもおりますけど、やはりなかなかそれは難しい財源、財政ということがきちんと言つておられるところに、行政の事業というのが成り立っている以上は、やはりそこが切り離せない部分かなというふうに思いますので、何とぞ最後、ごろすけだよりの最後には見える化ということを言われてますので、いろんな意味で見える化ということで取り組んでいただければと思いますけれども、2号目以降、何かあれば、よろしくお願ひします。

○環境部長（田口茂夫君） 市民の皆様の御協力いただきまして、廃棄物の減量というものは、協力なくしては進まないというふうには思っております。その観点も含めまして、今回、第1号としましてごろすけだより、これをつくるに当たりまして、職員が1度、2度ということじゃなくて、5度、10度という形で中身を見直して、実際として今議員からもお話ありまして、財政状況につきまして、じゃこれが、本当にこれが全て言い切れてるかということ、なかなか難しいということもござひます。また、今後、年2回ほど発行していく予定で考えておりますので、ごみの流れも含めて、減量も含めて、財政状況も含めて、市民の皆様に御理解をいただいた上で、どのような形、それぞれの生活の中で、それぞれでき得る範囲の中で、どのような形をとれば減量につながる、財政の負担軽減にもつながるといふところをお考えいただくような形も含めまして、より簡便に市民の皆様の理解を深めるべく内容を見直ししながら情報提供に努めていきたいと、このように考えてるところでござひます。

以上です。

○19番（東口正美君） 何とぞ、先駆を切って担当課でお取り組みをしていただいたので、今後の公会計が入った後の行政コスト計算書の掲載の仕方も、もっと工夫できるんじゃないのってほかの課に言えるぐらい御努力いただければというふうに思っております。楽しみに期待をしております。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

続きまして、2番目の特別支援教育についての質問に移らせていただきます。

他の議員も質問をしておりますので、重複する部分は割愛をさせていただいてと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そこで、今までと変わるところというところで質問をさせていただいて、御答弁もいただいているんですけど、ちょっともう一つ確認したいのが、要するに子供たちが動くんじゃなくて先生が動くようになるということで、そこが一番変わるところだと思うんですけど、それに伴って各校に専門支援員という方が週4日つくという答弁があったと思うんですけど、この辺が、この専門支援員という方がどういう役割をされるのか、もう少し教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 特別支援教室の専門員のことについてでございます。この特別支援教室専門員は、特別支援教室設置校1校につき1人配置というふうになります。これは巡回校であったり、拠点校であったりは問わず、その特別支援教室が設置されている学校に必ず1人が配置されるという形になります。こちらの特別支援教室専門員の業務につきましては、教員や特別支援コーディネーターと連携をして、その特別支援教室の運営が円滑に進むような、そのような仕事をしていくというふうになってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、巡回で先生が来られてないときにも、その専門支援員の方がいらして

いただいて、在籍校の担任の先生や特別コーディネーターの先生などと、常に連携をとりながら支援の必要な子のために動いてくれるという、今まで以上にプラスの配置かなというふうに理解をいたします。

もう一つ、この推進計画を読んでおられますと、子ども支援員というのも出てくるんですけども、こちらについて今まで質問させていただいた中で、この件ちょっと知らなかったので教えていただければと思います。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 子ども支援員についてでございますが、こちらは事前に市の教育委員会のほうに登録をさせていただきました一般の方、あるいは大学生の方で、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して、情緒面の安定、集団生活の適応や諸問題の解決が図れるように、学校での支援活動を支えていただく方になっております。現在は小学校を中心になりますが、校内委員会等でその児童に必要な支援等をきちんと整理、把握したものを教育委員会に提出していただいて、その内容に沿った支援をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** それぞれ支援の必要な子たちに、さらにプラスで必要であれば、こういう方がサポートをしていただける体制ができているということで理解をいたしました。

もう一つ、確認なんですけれども、この特別支援教室を全校に配置するというところでございますが、それと同時に当市では拠点校も残す、通級という形、今までの形も残すということですが、これは東京都の方針なのか、それとも当市の独自の方針なのかお聞かせください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** こちらの拠点校に迎える仕組みにつきましては、東京都のほうでは原則、少しでも多くの児童に特別支援教室を利用していただくようにということで巡回方式を規定しておりますが、ただ子供の特性、指導上の必要性に関しては各教育委員会のほうの判断に任せるとい部分もありますので、当市ではそういったものを制度として残すことを決めたところでございます。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** ありがとうございます。

特別な支援を必要とするお子様の中には、非常にこだわりの強いお子様が多いということは、皆さん、御存じのとおりだと思いますけれども、せっかく小学校1年生から今、4年生とか5年生まで、この曜日はこの学校にいて、この先生とということになれた子にとっては、やはりこの通級という形のほうがいい支援ができるという判断で、当市はそのような形で手厚くしていただいているんだということで理解をいたしました。非常にこれまでも特別支援に関しましては、一生懸命やっていたというふうにも思っております。

今回、私がおの上でさらに取り組みたいなと思ってることは、このインクルーシブ教育という言葉、今回、東京都の特別支援教室の展開に当たっては、特に東京都のほうでは触れられていないということですが、昨日、御答弁にいただきましたとおり、障害者権利条約という理念のもとに、共生社会を築くための教育ということで、こういう理念がある上での特別支援教育の充実になっているのかなというふうに思っております。

この理念について、各学校、また先生方が学ぶ機会というか、理解をするために、どのような取り組みがされているのか、また今後されようとしているのか教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学校において、教職員のほうに対して、このインクルーシブ教育についての理念ということでございますが、インクルーシブ教育というような形ではないんですけども、特別支援教育の考え方については、こちらについては障害のある児童・生徒、また障害のない児童・生徒、それは皆、同じ教育を受けて尊重し合いながら、自分も大切にすし、ほかの人も大切にしようと、そういう理念のもと、先

生方にもその考え方で教育をしていこうということは、随時、研修においても、校内での校長の指導においても伝えているところでございます。また、このことについては、教員も児童・生徒に対して同じ考え方を当然教育しているわけで、それが特別支援教育の考え方が、インクルーシブ教育につながっているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ちょっと今回ここになぜこだわっているかという、今子供の数が減っている中で、でも統計的には、この特別支援を必要とする子供たちがふえているというデータはいろんなところにあります。ふえていくであろうから、全校展開しようというような捉え方で捉えてしまうと、ちょっと違うのかなというふうに思っております。やはり今、御答弁いただいたように、障害のあるなしにかかわらず、ともに生きる社会、またともに教育を受ける権利を持っているんだということを皆が学んでいく。今おっしゃっていただいたように、先生方も学んでいく、保護者も学んでいく、そしてそこにいる児童たちも学んでいくというのを目指しているんだということがわかるということが、このインクルーシブ教育、また特別支援教育の充実につながっていくというふうに思ったことがあります。

というのは、ちょっと違う角度なんですけど、今障害者週間ということもありますので、一つ御紹介させていただきたいと思いますが、重度の障害者の方が、今自立生活センターの所長さん、また介護保険事業者の運営も行っているという方の体験がありまして、この方は15歳のときに水泳によって、水泳の飛び込みで失敗してしまって、肢体不自由になってしまったそうなんです。生きる意味なんてあるのかと、自暴自棄になった時期があるそうです。しかし、その後、さまざま学んでいく中で、自分も社会の中で活躍していきたいというふうに思ったそうです。しかしながら、体は褥瘡ができやすく、年間100日以上はベッドの中で過ごしているような状況で、30を過ぎても就職ができない自分に焦りを募らせたそうです。

そんなときに、自立生活運動の理念を深く学んだと書いてありまして、この自立生活運動の理念というのは、障害者のニーズの満たし方を最もよくわかっているのは障害者自身であると。また、その障害者のニーズの各種多様なサービスを提供する総合プログラムを、最も効果的に満たすことができるのも障害者であると。障害者は、できるだけ地域社会の中で生活していくべきであるって、この理念をこの方は学ぶことによって、ああ自分にもできることがあるかもしれない、同じ苦しみを持った人間として、そういうことができるかもしれないということに目覚めていき、このことを学ぶまでは、その方は障害者の自立とは人の支えなしで自力で生きていくことだというふうに思った。けれども、そうではなくて皆に支えられながら社会の中で生きていくということが、自立していくということなんだということを学んだことで、今は逆に自立生活支援センターの所長さんを務めるに至るところまで、社会の中で活躍することができたということを見たときに、今回この特別支援教室を全校展開するというのは、恐らく学校の中でも御負担のあることかなというふうに思っているんですけども、やはりこの高い理想、また共生社会というものはどうということなのかということを、皆が学んでいくことでよりよい教育環境になっていくのではないかなというふうに期待をしております。そのようなことが十分わかっている上での当市の精力的な取り組みだというふうに評価をしております。

続きまして、早期から一貫した支援をということで確認をさせていただきたいと思うんですけども、保育園、幼稚園、小学校との連携が非常に密になってきているということですけども、この点、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 保育園、幼稚園、小学校の連携につきましては、巡回相談をこれまで活用して

きているところです。内容につきましては、巡回相談員、今4名体制で臨床心理士が3名、こちらは主に小学校、中学校を対象に巡回しております。保育園、幼稚園のほうは、もう1名、特別支援教育士という資格を持つ者が、保育園、幼稚園のほうに出向きまして、就学相談のための行動観察もそうですし、最近では保育園のほうから、ぜひ特別支援教育について、教員向けあるいは保護者向けに対して、そういう研修を行ってほしいというような要請もありまして、就学支援シートというものにも結びついて、結果が出てきているのかなと分析しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私自身もずっと特別支援教育の質問をさせていただく中で、さまざまな課を越えて連携をとりながら進めてもらいたいということを訴えてまいりました。そういうこともありまして、推進計画の中にはつなぐ支援、つなぐ支援という言葉がいっぱい出てきておりまして、やはりここをさまざまな角度でつないでいく、一番顕著になっているのが、この幼稚園とか保育園のほうから来てもらいたいという声が上がるということで、じわじわと理解、また必要性というものが浸透してきているのかなというふうに感じております。さらに、この辺に関しては乳幼児、幼少期からのつなぎということでは、5歳児健診等も導入をさせていただいておりますけれども、充実はしてきているというものの、まだまだ取り組める部分もあるのかなとは思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

そして、最後に教職員の専門性の向上についてということをお聞かせいただいておりますが、さまざま研修等は行われていると思います。一番最近で、もし何か特別、先生たちが勉強できるような機会があれば、具体的にところで教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教職員の研修のことについてですが、来年度に設置予定の——設置する特別支援教室導入に向けての研修であったりとか、またユニバーサルデザインのこともについても、先生方には研修をして、その理解も深めてもらっているところです。全体の研修というものもありますけれども、毎年、各小中学校15校、指導室のほうも学校訪問させていただいております。その中で、ユニバーサルデザインのこともについても触れて、パンフレットもでき上がっておりますので、そちらについての説明をし、そして理解をもらったりとか、または先ほどの特別支援教育の理念について話をさせていただいて、先生方に理解を深めてもらうというような研修も、毎年、行っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） せっかくですから、そのユニバーサルデザインで工夫されてるところとか、もう少し具体的に教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくりというところで、パンフレットも全職員に配布をしたところでございます。こちらにつきましては、障害あるなしにかかわらず、落ちついた環境の中で子供たちが授業を受けるというようなところで、例えば黒板の横にある掲示板には余計なものは張らないようにしようとか、ある程度、学習規律、統一したものでそろえていきたいと思いますとか、予定がわかるような、そういう表示をしましょうとか、さまざまここにも書かれているところです。こちらを全校統一して行っていくことによって、東大和市の子供たちが、より落ちついて学習に集中して取り組めるというようなところを狙っておりますけれども、そのようなことが研修を通じて浸透してきているのかなというふうに、学校訪問していると感じるところでございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) ありがとうございます。そういう意味では、本当にいろんなことが少しずつよくなっているのかなと思っております。

あともう一つ、いずれにしても、先生方の特別支援に対する認識とか力量とかというところが、やっぱり1人の子の人生を左右するのかなというふうなことも感じております。最近、東田直樹さんという、自閉症を持ちながら、持っているんですけども、作家として活躍されてる方のことを知りまして、彼が書かれた本を読みましたけれども、自閉症の彼は言葉でのコミュニケーションはうまくとれないだけけれども、お母様とあと多分、言葉の教室みたいな、そういう支援の教室の先生とが、早い時期から彼に筆談を取り入れたということで、文章でのコミュニケーションができるようになって、今作家にまでなっているんですけども、例えばそういうできないこともあるけれども、できる部分はどこなかっていうようなことがわかるような事例をさまざま勉強していく。

先日も、公民館で、福祉部のほうで行っていただいて、知的障害の子のことを知ってもらいたいということで、お母様が障害を抱えた我が子の理解の促進のために運動をされてるという方が来ていただいて、お話を聞く機会もあったんですけども、やはりそういうことを学ぶ機会というのが必要かなというふうに思いますし、またそういう事例が当市の中で生まれてきたときに、実践報告みたいな形で蓄積されていけばいいかなというふうに思っているんですけども、今は例えばICTとかもいろいろありまして、そういうものがそういうできないことをできるようにしていく助けになったりとかということで、そういう研修なんかも今後、行っていただけないかなとは思っておりますが、どのようなお考えがありますでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 教員の研修のことについてですけども、やはり子供たち一人一人によって理解の仕方というのはさまざまでございます。議員がおっしゃるように、目から入ったほうがわかりやすいというふうに捉える子もいますし、いや文字から入ったほうがという子供もいます。そういう意味では、簡単なところからいきますと、掛け算、九九なんかでも、二一が二、二二が四というふうに唱えて、ああ大丈夫だねというふうに確認する方法もあるけれども、でもそれを唱えることが難しいという子供もいます。であれば、カードをとって生徒を導くというような方法、そういうことが考えられる教員というのを、やはり育てていかなければいけないかなというふうに思っているところです。そういう意味では、年次、若い1年次、2年次の先生方には、その年次に応じた特別支援教育の研修ということも行っておりますし、それを毎年、ベテランになっても、やはりそういう考え方というのは大事だということは、研修を通して伝えていく必要があるかと思えます。

当然ICT教育についても、やはり言葉だけではなくて、視覚から訴えるものということで、そのほうがわかりやすいと子供にとっては大事なことであるかと思っておりますので、こちらも順次、まだ環境整備がきちんと整ってないところもありますので、研究しながら研修を含めて進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○19番(東口正美君) 当市だけでやっていこうというのは、なかなか難しい部分もありますし、そういう意味ではもう少し東京都との連携とか、他市との連携の中で、多くの事例を学んでいこうとか、さまざまこれからまた充実をしていくところだと思いますけれども、いずれにしても現場の先生方は大変で、言うまでもないヘレン・ケラーとサリバン先生じゃないですけども、全てのものに名前があるというところに行き着くまでの

悪戦苦闘の日々を、恐らく毎日、日々、先生方は、そういう悪戦苦闘の中でお子さんを見てくださっているということがありますので、ここでいろいろ言っても、本当に現場の先生方の御苦労とか御努力というのは、本当にはかり知れないなというふうに思っております。そういう意味では、ますます、いつも教育長がおっしゃるように、校長先生の御理解、リーダーシップというものが大切になってくると思いますし、また教育長のお考えの中でも、そういうことを言っていていただくことで深まっていくのかなと思っておりますが、この特別支援教育につきまして、教育長の御所見、いただければと思います。

○教育長（真如昌美君） この間、大学の同級生と飲みに行き、その中で特別支援教育についての話が出たものですから、その話を聞いたんですけども、もう60過ぎてしまって、なかなか思うように教育ができなくなっているんですけども、毎日毎日、学校に行くと、自分の精力をどんどんどんどん子供たちが吸い取っていくと。その分、子供たちは変わってきているということで、そういう姿を見ると何とか子供たちのためにずっと続けていきたいんだという、そういう話をしておりました。大変な仕事だというふうに思っております。世の中、共生の社会という流れになっていっていますので、さまざまな課題はあるにしても、そういった子供たちの教育について、私たちはしっかりと考えていく必要があるというふうに思っております。

教育委員会としましては、子供たち一人一人の多様性というものを尊重しながら、障害のある子もない子も、相手の立場に立って物事を考える、そういう力を、ぜひ大和の子供たちには身につけさせていきたいなというふうに思っているところであります。あわせて先生方についても、そういった姿勢で、さまざまところで、さまざまな努力をしている先生がいるということをお伝えながら、一緒に特別支援教育について、インクルーシブ教育についても考えていって、また皆さんが一人一人、成長、立派にしていくように、私たちも支えていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） この件については、ちょっと市長からのお話いただければと思います。先日も別の方の子育てについての市長の御所見の中で、多くの方に広く利益があること、またそうではなくて少数の方だけでも、そこを大事にしていくことが豊かさにつながるのではないかと考えてみると、やはりこの特別支援教育というのは、そういう部分に当たるのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひ市長からも御所見いただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） 特別支援教育ということで、私自身は障害等、いろんなことに対して、教育ということで今回は特定されておりますけど、私自身は教育というよりは、学校教育なんかもそうですけども、それ以外にも社会教育の中でも、いろんな範疇の中でそれぞれの方が御自分の能力を生かせる、そんな社会、要するに東大和になればなというふうには思っております。そういった意味では、幼稚園、幼児教育、そして学校教育、社会教育と、そういった中でそれぞれの方、要するに我々一般の健常の者たちも理解を示すというか、理解をするというところからが一番大切なのかなと思っております。そういった意味では、いろんなところでチャンスがあれば積極的にいろんな方と触れていく、そういう機会を設けていければいいかなというふうには思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私自身は、この大和で子育てをさせていただいて、大和の子育ての懐の深さみたいなものを感じて感謝をしております。どうか全ての子供に教育の光が差すよう、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○副議長（中間建二君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成27年第4回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、図書館の運営についてです。

地域の知の拠点としての図書館の重要性は改めて言うまでもありません。近年は、さらに地域活性化の中心軸として図書館が大きく注目されており、全国的にその地域、地域でさまざまな動きが見られています。本市においても、これまで長年にわたり、市は図書館事業の充実に力を入れてきていただいたと認識しております。さらに、時代の流れを見据えながら、市民がより使いやすく、生涯学習の実を上げられるような図書館サービスの向上へ御尽力いただきたいと要望するものです。

そこで、今後の図書館事業の展開に関する幾つかの事柄について、以下の質問で確認をさせていただきたいと考えます。

①蔵書管理のあり方について。

ア、当市の図書館の蔵書管理の現状と課題について、どのように捉えているのか。

イ、蔵書管理や蔵書点検の効率化、蔵書の有効活用についてどのような検討がなされているのか。

ウ、近隣市との共同管理、民間の保管サービス、他の公共施設での活用などについてどのように考えるのか。

②自動貸出機の設置について。

ア、業務効率化の観点から、自動貸出機の設置を進めることについてどのように考えるか。

③国立国会図書館デジタルコレクションの資料送信サービスについて。

ア、国立国会図書館がデジタル化したコレクション資料の送信サービスについて、市民サービス向上の観点から利用可能な環境を整備すべきと考えるが、市の見解を伺う。

④読書通帳について。

ア、全国各地で導入が進む読書通帳について、本市での取り組み状況を伺う。

⑤高齢の利用者及び障害者差別解消法施行に伴う図書館サービスのあり方について。

ア、高齢者へのサービスの現状と今後のあり方について。

イ、障害者差別解消法施行に伴う図書館サービスのどのような点を充実させていこうと考えるのか。

⑥みずうみ号の更新について。

ア、みずうみ号の使用年数と運行に関する現状はどのようなものか。

イ、サービス維持の観点からみずうみ号の更新検討はどのようにしていくのか。

2点目は、図書館を使った調べる学習コンクールについてです。

私は平成23年第4回の定例会一般質問で、図書館を使った調べる学習コンクールの実施を要望し、その地域コンクール開催を提案いたしました。以来、市の教育委員会ではお取り組みをいただき、着実に実績を上げて

きておられると認識しております。教育委員会の御努力に感謝申し上げるとともに、以下の質問にて今年度の実施状況と今後のさらなる展開について確認をさせていただきたいと考えます。

①今年度の取り組み状況と成果はどのようなものか。

②今後の課題について。

3点目は、道路・橋梁の予防保全についてです。

東日本大震災発災以来、公明党は防災・減災ニューディールとの政策を掲げ、国及び各地域において災害対策の強化を訴え、推進をしてまいりました。その中でも、公共インフラの整備、保全というのは重要な課題であると認識しています。特に高度経済成長以降、急速に整備されてきた公共インフラの保全は、長寿命化という点からも、また国民の生命、生活を守るという点からも、行政としてきちんとした対応をしなければならないと考えます。例えば、国土交通省のホームページにおける発表によると、全国の下水道管の施設の老朽化等に起因した道路陥没の発生件数は、平成25年度には約3,500カ所を数えています。また橋梁については、2007年にアメリカのミネソタ州、ミネアポリスで発生した橋梁落下事故を引き合いに出し、専門家が早急な老朽化対策を呼びかけるなどしています。東大和市では、現在、公共施設等総合管理計画の策定を進めていただいておりますが、その中では当然、公共インフラの予防保全は大きな仕事の一つとなっていくと考えます。

そこで、以下の質問で市の公共インフラ、特に道路と橋梁の予防保全に対する考え方を確認させていただきたいと思います。

①市における道路・橋梁の保全の現状について。

ア、過去における事故等の有無と現在における取り組み状況について伺う。

イ、保全を実施することでどのような効果が期待できるのか伺う。

ウ、市として優先的に取り組むべき保全の内容について伺う。

②道路・橋梁の予防保全策について。

ア、市の日常業務として継続していく予防保全策はどのようなものがあるか。

イ、民間業者の技術を活用した予防保全を積極的に進めるべきと考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、溢水対策についてです。

市内溢水対策については、雨水浸透施設の設置など、市は従来より重点的に取り組みを行っていただいているものと認識しております。しかしながら、どのような豪雨に対しても十全に対応できるような状態になるまでは、まだまだ多くの取り組みが必要だろうと考えております。豪雨災害は、いついかなるときに起こるか予測しづらいため、現段階において被害を最小限度に抑えるさまざまな取り組みを積み重ねることが大事ではないでしょうか。他自治体においては、溢水被害の軽減を図るため、町なかに土のうステーションを設置している事例もございます。当市においても、こうした取り組みを積極的に行い、特に溢水被害が頻繁に起こる市内各所には、こうした施設の設置を推進していくことも意味のある取り組みであろうかと考えます。

このことについて、以下の質問で確認をさせていただきます。

①土のうステーションの設置について。

ア、他自治体の現状はどのようなものか。

イ、現在の市の検討状況・取り組み等を伺う。

5点目は、中小企業支援についてです。

市内産業の維持発展のために、市内で事業展開している中小企業、小規模事業者を行政が支援していくこと

は、今後ますます重要度が増していくだろうと考えます。市の総合計画においても、工業、商業の振興に関して、行政の役割として経営基盤強化の支援、商工会との連携で事業者への経営指導の推進及び起業家への指導、育成並びに支援をうたっておられます。現在、市が取り組んでいる創業支援とともに、既存の事業者への支援について、さらなる市の積極的取り組みを期待したいところです。

そこで、以下の質問で中小企業支援に関する現在と今後の取り組みを確認させていただきます。

①市内中小企業支援への取り組みについて。

ア、商工会が取り組んでいる支援事業の現状と成果について伺う。

イ、商工会の取り組み以外で、市が行っている支援事業の現状と成果について伺う。

②中小企業支援のための人材育成について。

ア、中小企業大学校と連携して、市職員の中小企業支援に関するスキルを上げていく取り組みを積極的に行うべきと考えるが、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、図書館の運営についてであります。中央図書館は開館してから既に31年が経過し、その間、社会情勢は大きく変化し、図書館を取り巻く状況も変わってきております。そのため図書館では、蔵書管理のあり方を初め、さまざまな新しいサービスについて、市民の皆様からの御要望を踏まえ、研究、検討を行っているところであります。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、「図書館を使った調べる学習コンクール」についてであります。平成26年度に引き続き、教育委員会が窓口となり、各学校に呼びかけ、平成27年度は小中学校から前年度を上回る作品の応募がございました。平成26年度、公益財団法人図書館振興財団が実施しました「図書館を使った調べる学習コンクール」では、中学生の部において、当市の生徒が佳作に入選するなど、本コンクールへの応募は、児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっていると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、道路・橋梁に係る事故と取り組み状況についてであります。道路・橋梁につきましては、道路パトロール等による点検や修繕によりまして維持管理に努めておりますが、舗装等の損傷が原因となる事故の発生もございました。そのような事例を教訓といたしまして、事故を未然に防止するため、日ごろの点検の強化を図り、適切な維持管理に努めております。

次に、保全の実施による効果についてであります。予防保全的措置を実施することにより、事故を未然に防止できるとともに、道路・橋梁をできるだけ長く機能させることができ、修繕及び更新にかかる費用の軽減を図ることが可能となるものと考えております。

次に、市として優先的に取り組むべき保全の内容についてであります。平成26年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しましたことから、今後、計画に沿った維持管理に努めてまいります。また、道路につきましても計画的に維持管理に努める必要があるものと考えております。

次に、日常業務としての予防保全についてであります。道路・橋梁を適切に維持管理していくために、定期的な点検は欠かせないものと考えております。

次に、民間事業者の技術の積極的な活用についてであります。予防保全型の維持管理を効率よく実施していくために、民間事業者のすぐれた技術の活用は欠かせないものと認識しております。今後の点検調査や改修工事等において、どのような方法、工法が適切かについて、費用対効果を含め検討する必要があると考えております。

次に、土のうステーションの設置の状況についてであります。土のうは台風や豪雨災害により、溢水被害の軽減を図るために配備しております。東大和市では、庁舎敷地内に常時約1,500袋を配備しております。また新堀地区に1カ所、土のうステーションを設置して、地域の皆様が必要に応じて利用できるようにしております。多摩26市の土のうステーションの設置状況は、本市と調布市の2市がそれぞれ1カ所設置しております。その他の24市は、土のうステーションは設置しておりません。

次に、市の現状と取り組みについてであります。市では毎年、雨季を前に水防訓練を実施して、この訓練の中で土のうを600袋ほど作成し、市では常時約1,500袋の土のうを配備しております。平成27年度の市役所での土のうの使用量は657袋でありました。水害による土のう搬送が315袋、市民の皆様が来庁し、お渡しした分が342袋でした。今後も水害に備えた土のう配備を進めてまいりたいと考えております。

次に、商工会が取り組んでいる中小企業への支援事業の現状と成果についてであります。現在、東大和市商工会においては、経営改善普及事業を通じて、中小企業の経営安定化に向けた支援を行っております。この事業は、商工会の経営指導員が事業者を巡回し、経営、金融、記帳などの指導や講習を行い、中小企業の経営改善を図ることを目的としております。また、東京都商工会連合会の事業を活用し、経営力の向上、事業継承等の経営課題の解決に向けて、各分野の専門家と協力し、きめ細かい指導を行っているところであります。さらに日本政策金融公庫等の各種融資制度の相談会を開催し、融資申し込み等の手続を支援しております。これらの事業により、中小企業者が身近なところで相談や手続などの支援が受けられることで、経営改善等を図る上で一定の成果が得られているものと考えております。

次に、市が行っている支援事業の現状と成果についてであります。市内建設事業者への支援の一環として、住宅や店舗のリフォーム資金の補助事業を実施しております。この事業は、市民の皆様が所有する住宅や店舗のリフォーム工事を市内建設事業者が施工した場合に、その工事代金の一部を所有者に補助するものであります。本事業により、市内建設事業者の受注額の増加が図られたものと考えております。また、市内中小企業の経営の安定化を図ることを目的に、市内金融機関への事業資金の融資あっせんを行っております。このあっせんにより、融資を受けた市内中小企業者につきましては、東京信用保証協会の保証料の補助及び融資に伴う利子の補給も実施しております。融資あっせん事業は、中小企業の財政面における経営の安定化に寄与しているものと認識しております。

次に、中小企業大学校と連携し、市職員の中小企業支援に関する人材育成での取り組みについてであります。市といたしましても、担当職員のスキルアップは必要であると認識しておりますことから、これまでも産業振興課の職員が中小企業大学校主催の研修会や勉強会に参加してきたところであります。今後も中小企業大学校との連携を密にし、人材育成に関する機会を逃すことなく、積極的に参加することにより、職員のスキルアップにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館の運営について御説明をいたします。

まず1点目の蔵書管理についての現状と課題であります。平成26年度末の蔵書数は、中央図書館が32万5,405冊、桜が丘図書館が5万2,943冊、清原図書館が8万6,669冊となっております。それぞれの図書館の建設当初の図書収容能力は、中央図書館が約22万冊、桜が丘図書館が約4万冊、清原図書館が約6万冊となっており、全ての館で収容能力を大幅に超えております。そのため、どの館の書庫も棚は全ていっぱい、棚におさめ切れない本を段ボール箱に入れ、床に置いている現状であります。

蔵書管理や蔵書点検の効率化についてであります。現在は年1回、それぞれの図書館で全ての蔵書の点検を行っており、その間は休館としております。その期間は、中央図書館が10日間、桜が丘図書館と清原図書館は5日間となっております。中央図書館では、点検の業務内容等を見直し、2年前まで11日間かかっていた点検期間を1日減らすことができましたが、現状ではこれ以上の短縮は難しいと考えております。蔵書は定期的に見直し、その際に除籍した資料は、市内の学校、児童館、学童保育所などの公共施設や文庫活動をしているグループに再活用していただくほか、希望する市民の皆様に配布しております。

近隣市と共同管理、民間の保管サービス及び他の公共施設を活用しての蔵書管理につきましては、現在どれも行っていませんが、今後はこれらの方法も含め、新たな蔵書管理の方法を研究していく必要があると考えております。

次に、2点目の自動貸出機の設置についてであります。近年、ICタグシステムを導入する公共図書館が増加しております。メリットとしては、当市のようなバーコード式では、1冊ずつしか貸し出し処理ができませんが、自動貸出機ではまとめて処理ができ、機械操作も簡単なので、業務の効率化にもつながると言われております。しかしながら、その前段階として、ICタグシステムの導入が必要なことから、既に導入している他市の情報を収集し、研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の国立国会図書館デジタルコレクションの資料送信サービスについてであります。これは国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料について、国会図書館の承認を受けた公共図書館等に限ってデジタル画像を送信し、各図書館で画像の閲覧等ができるというサービスであります。このサービスを利用するためには、規則や要綱の改正が必要となりますので、現在、先進市の事例を参考に研究しているところであります。

次に、4点目の読書通帳についてであります。これは利用者自身が自分の読書履歴を記録として残すためのものであります。当市において、まだ取り組みは行っていませんが、既に実施している市の情報収集を行うなど、研究してまいりたいと考えております。

次に、5点目の高齢者サービス及び障害者サービスの現状と今後のあり方についてであります。高齢者サービスといたしましては、大活字本の購入を行っており、平成26年度末現在、3館合計で3,089冊を蔵書しております。大活字本は、通常の本に比べ高価であることに加え、大活字本を扱う出版社も少ないため、時間をかけて少しずつふやしていったところがございます。障害者サービスにつきましては、現在、点字、録音図書の作成、貸し出し、宅配、対面朗読、拡大読書機の設置などを行っておりますが、これらのサービス以外にも新たなサービスを導入している市もあると聞いております。今後は新たなサービスに関する情報収集に努め、研究してまいります。

次に、6点目の移動図書館、みずうみ号についてであります。現在の車両は平成元年から運行しており、26年が経過しております。平成26年度の利用実績は、1ステーション当たり利用者は5人、貸し出し冊数は19冊であります。また、みずうみ号の更新につきましては、現在の車両が走り続ける限り継続したいと考えてお

りますが、その後につきましてはどのような形のサービスに切りかえるべきか、検討する時期に来てると認識しております。

最後に、図書館を使った調べる学習についてであります。今年度は小学校133点、中学校42点、合わせて175点の応募がありました。これは平成26年度の応募数と比べると、小学校では34点、中学校では10点、合計44点の増加となりました。また、個人による応募に加え、グループで協力して調べたことをまとめ、本コンクールに応募するなど、児童・生徒の多様な取り組みが見られました。このことは学習指導において、計画的に調べる学習を取り入れていることや、図書館を使った調べる学習コンクールの趣旨を学校が認識し、児童・生徒に参加を呼びかけている成果であると受けとめております。教育委員会といたしましては、児童・生徒が興味や関心のあることについて学校や市の図書館を活用して進んで調べるなど、主体的に学ぼうとする力の育成に向け、今後も本コンクールを活用してまいります。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の図書館の運営についてであります。

蔵書管理のあり方についてということで、る詳しく御答弁もいただきました。東大和市の図書館の蔵書数というのは大変多いものがございまして、古い資料なんですけども、2011年4月1日の時点で、東京都内、23区も含めた東京都内の公立図書館の蔵書数ランキング、380館以上ある図書館の中で、東大和市立中央図書館、27位だそうでございます。大変これまで御尽力をいただいて、蔵書構築をしていただいた、今の教育長の答弁にもございましたけれども、それぞれ22万、4万、6万というようなキャパの中で、それを大きく上回る蔵書をしていただいております。ということは、大変大きな余剰の蔵書があるというか、バックヤードも大変手狭になっているんだなということも、教育長の答弁で確認をさせていただきました。

そこで、より詳細に現状と課題、その解決策について、どのように考えておられるのか、取り組んでおられるのか伺いたいというのと、もう1点、選書のあり方についてどのように考えるか、ここも蔵書管理に関連した形で伺いたいと思います。例えばベストセラーを複数冊購入することを控えることで、購入できる本の種類をふやす努力をしている図書館も多いと思います。本市としては、こういった点についてはどのようなことなのかということ。購入後、時間がたった後の除籍作業にも関連することです。物理的に目いっぱい状況の中で、どのように選書をし、どのように除籍をするのか、蔵書管理の重要な要素となるという観点から、この選書のあり方についてもあわせて伺いたいというふうに思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の蔵書についてでございますが、教育長答弁にもございましたとおり、各図書館では棚に入らない本について、段ボールに入れて置いているという状況でございます。そちらのことについては、蔵書の新陳代謝を活発にする中で、少しでも適正な蔵書状態につなげていきたいというふうに考えてございます。

選書のあり方についてでございますが、4つの基本的な姿勢が方針としてございまして、1つが少数の利用であっても長期間にわたり支持されるもの。2つ目、短期間であっても、多くの利用者に支持されるもの。3つ目は、社会状況から多くの関心を集めているもの。4つ目は、各分野の基本的知識を得るための資料ということで、この4点を念頭に選書をしているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

選書のことについては、4つの基準があるということ、大変わかりやすい、公立図書館らしい、利用者を考えた、そういった選書方針をされているのかなというふうに思います。

あわせて、蔵書の問題についても、新陳代謝を念頭にということでもございました。ただ、その多い、余りにも多い中で要望する書籍に館員の方がどうやって行き着いているのかということも、非常に日々御苦労されてるんじゃないかなというふうに推察をさせていただきます。最終的に今現在ある蔵書なんですけれども、例えば行政報告書で確認させていただきましたところ、25年度は購入は1万5,570冊ですが、除籍は2万2,129冊、26年度は1万4,723冊の購入に対して1万6,784冊の除籍ということで、入れた分以上に除籍をしていかなければ蔵書管理が賄っていかないということ、大変大きな課題であるというふうに認識しております。

高度経済成長以降、昭和の後期まで公立図書館というのは大変多く建てられまして、蔵書開始をされたわけでございますけれども、今そうした進行期を越えて、今現状維持、また体質を変化していかなければいけない時代に入っておるところでございます。これはことしの多分9月1日だと思うんですけども、「情報の科学と技術」というそういった雑誌にレポートが載っております。その中を見ますと、多摩の地域の図書館においても、ほぼ東大和市と同様に入れた分だけ除籍をするってということ、これ日常の大変大きな業務の一つになってるというふうな指摘もございました。その中で、開館以降、増加してきた蔵書、現状、目いっぱいの中で、購入した分、除籍をせざるを得ないという現状について、一つの考え方として、近隣市とその蔵書を共有化、一元化することが可能なかどうかということ伺いたしたいと思います。例えば提供している近隣市と共同で倉庫を借り上げて、そこに閉架図書のうちでも利用の極端に少ない図書などについて、そちらの倉庫に移して共同管理をしていく、そういったことでスペースをあけて、より市民の方が使われるようなものを棚に置いて、館員の方も素早くそういった要望に対応していけるような、そういった体制を築いていくことが可能なかどうか、この点について伺います。

○中央図書館長（関田実千代君） 近隣市との共同管理の関係でございますけれども、やはり今議員のほうから御紹介いただきましたように、多摩の各市の図書館、非常にもう多くの蔵書を抱え、非常に苦労しているというところでございます。ただ現実的にうちの市もやっておりますけれども、リクエスト等で蔵書がないリクエストですね、いわゆる未所蔵リクエストと呼ばれますけれども、そういうものが来た場合、今後の利用が見込まれるものについては購入せざるを得ないんですけれども、そうでないものに関しましては、都立図書館を中心としまして多摩図書館の蔵書、横断検索という形で簡易に検索ができますので、それを購入するのではなく、他館から借りるというような方法をなるべくとっていくなどの方法があるかと思っております。ただ、議員がおっしゃられたような共有の倉庫を借り上げてというのは、うちの市に限らず、やはり財政的にもかなり難しい状況で、現在ある資料費を確保するだけでもかなり四苦八苦をしているような状況の中で、新たにそういう支出を出すというのは、なかなか財政当局が認めていただけないような状況であるというような話も聞いております。ただ、私も除籍をかなり頑張っておるわけでございますけれども、その除籍をするに当たっても、

やはり保存というものは図書館の中では非常に重要な仕事でございますので、多摩地域であと1冊、あと2冊というようになった場合につきましては、うちの図書館の利用だけではなくて、多摩地区で保存をするという意味で保存をかけているというような努力はしておりますが、ただ実際場所を借りてというのは、なかなか困難であるというふうに感じております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知しました。大変御苦勞が多い、借り上げるのも難しいというような現状の中で、各地域の図書館が連携をして、お互いに融通をし合っているという状況は認識をさせていただきました。そのお話、予算のお話も受けて、さらにこの話をするのも恐縮なんですが、例えば蔵書の倉庫管理を引き受ける民間業者もございます。これ段ボール一箱から預かる、一月一箱200円か300円ぐらい、そういったサービスする事業者がある。この実績を見ても、自治体同様、多く蔵書を抱える大学図書館ですとか、またちょっと規模の大きい自治体なども活用してるんですけども、先ほど予算状況、厳しいということを知った上で聞いてしまって何なんですけど、これについて民間のものを活用するという点について、市としての認識をお伺いさせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） 蔵書の倉庫管理を引き受ける民間事業者の活用ということでございますが、実は3年前にやはりこの問題が非常に私ども問題だというふうな考えまして、そのときそういう事業者、探したことございます。一番近くて調布市にあるということで、いろいろちょっと調べたことはございますけども、やはり経費がかかることと、そこまで1回1回とりに行くと、預けに行くとかですね、そういうことも職員の負担というんですかね、そういう作業的なこともかかりますので、今のところはちょっと考えていないということでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 事業者の中には、リクエストがあれば宅急便でその箱ごと出し入れをしていただくというようなところもございますので、経費がかかるということは何なんですけれども、もう一度ちょっと検討していただけないかなということを要望させていただきます。いずれにいたしましても、この蔵書管理ということについては、大変大きな課題だなというふうに認識しております。

先ほど教育長の答弁でも、さまざまな除籍された書籍について、さまざまな公共施設等ということのお話ございました。除籍をされていない蔵書中の書籍について、学校、公民館、集会所、また空き店舗などを活用して、より利用していただく、またはスペースをあける、こういった考えはあるのかどうか、公民館の図書室の利用ですとか、また学校に必要な図書については学校に置いてもらって、随時活用できるようにしていくということ、こういった観点についてはいかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 蔵書の多さから、ほかの学校や公共施設等に置いてもらうのはどうなのかということでございますけども、先ほど答弁させていただきましたが、やはり3年前に、図書館の非常に多い本をほかの公共施設で置いてもらえないかということも聞いて回った経過がございます。しかしながら、ほかの施設においても、それぞれ目的があったり、毎日使っているということで、あいている部屋はないということでございます。そして、2つ目の公民館や学校での活用についてでございますが、図書館で除籍した本については公民館にも持って行って利活用してもらっていることはございます。お話の中では、その除籍前の本を活用してもらうということもございますけども、公民館においても学校においても、その部分についてはまだ相談したことはございませんけども、検討の余地はあるんじゃないかと思っております。今後いよいよ困った

ときには、そういうこともしていかなければいけないのかなという認識でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。検討されるということで、さまざまな点、当然その場所の公民館なり学校なりの方々のお意見もあろうかと思っておりますので、難しい点もあろうかと思っておりますけども、ぜひ検討を続けてみていただきたいというふうに思っております。

次に、蔵書点検ということについてなんですけども、これもまたお金のかかる話で恐縮なんですけども、11日間かかっていたものを業務の見直しで10日に、1日減らすことができたということ、これ大変すばらしいお取り組みだったかと思っております。でありますけれども、これも専門の知識と技術のある民間事業者が、私どもなら場合によっては1日で棚卸し終わりますよ、蔵書点検終わりますよ、また時間いただければ二、三日で終わりますよというようなお話もある場で聞くことができまして、そういった意味ではこういった業者を使うことで、蔵書点検の日数も減らして開館時間もふやせるんじゃないかというふうに思うんですけども、こういったことに関する点、お考えを聞かせください。

○中央図書館長（関田実千代君） 蔵書点検の業者への委託等でございますけれども、やはり今議員がおっしゃられたように、委託をすればその分、人も浮きますし、専門業者ですので日数が短くなるということは理解ができるのでございますけれども、私どもの図書館でも、10日間というのは市民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますけれども、蔵書点検だけではなくて通常できない大規模な修繕等をその時期に行ったりとか、あと念入りにふだんできない清掃を行ったりとか、その他の業務をそこで行ってございますので、単純にそこだけを委託すればいいということではないということでございますので、これもそういう考え方ということで、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。研究するというお話でございましたので、ぜひ研究、検討をお願いしたいというふうに思います。清掃ですとか、通常できない修繕ということも、大変大事な観点であるということは理解させていただきましたので、何かしらの形でさらに短く、短期間で終わらせて、より日数を多く市民の皆様にお使いいただけるような工夫、大変かとは思いますが、御検討いただければなというふうに思います。いずれにいたしましても、このふえ続ける蔵書につきましては、この除籍という点が非常に大きなウェイトを占める、その仕事が大変重要であるということも認識をさせていただきました。さまざま、今の物理的なキャパではいっばいということであれば、業者に頼むか、新たな建物を建てるかというようなお話になってしまうかもしれませんが、そうじゃない中で、現状の中で工夫していくということであれば、そういった選書のということ、また他地域との連携ということ、さらに強めていただいて、ぜひ蔵書が多過ぎて作業が複雑で、市民の皆様へのサービスに支障を来すというようなことのないように、今後さまざまな観点から研究、検討も含めてお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、自動貸出機の設置ということにお話を移らせていただきます。

これにつきましては、私も委員会等の視察で行った先に、こういったものも多く目にしまして、大変便利だなというふうに思っております。メリット等につきましては、当然カウンター業務の省力化ですとか、利用者がより多く時間を短縮して借りられるとか、さまざまなメリットがあるかというふうに思います。一方、現場の担当者の方からは、やはり資料を借りるときに、カウンターで声をかけ合いながらやるということも重要なんだというようなお声もありまして、そういった御意見もよく理解はするんですけども、サービスの向上とい

う観点から、こういった導入もぜひとも検討していただければなというふうに考えております。

そこで、他市の状況と当市で導入をした際に、職員の方の業務の効率化に寄与する、またはひいては市内3館の開館日の増加、開館時間の延長にも間接的にもつながっていく、このように考えているんですけども、この点についてはいかがでございましょう。

○社会教育部長（小俣 学君） 自動貸出機の導入についてであります。他市状況ですね、26市全てではないんですけども、近隣市で調べたところ、小平市のほうでは本年の3月、そして立川市では25年の7月、導入を既に終えております。立川市のほうには、ことし7月から相互利用を始めましたけど、その調整も兼ねて一度視察に伺ったことがございます。教育長も御一緒に行っていましたけども。そのときに、立川市の中央の図書館、見せていただいて、自動貸出機を見ました。非常に簡素化されており、貸し出しも一度にその場で一瞬で終わってしまうような、そんなすごい機器でございました。非常に東大和市も取り入れられればいいなというふうに思っただけ帰ってきたことを覚えておりますけども、そのためにはまずはICタグを全ての本に組み込むことが前提となります。今後の図書館システムの更新等に合わせて、総合的に考えていく必要があるのかなというふうには考えてございます。業務の効率化にも当然つながりますし、そのことが開館時間の延長や開館日の増にもつながることは予想はされますけども、いずれにしても多額の予算がかかりますので、今後も研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、また研究、検討のほう、よろしく願いいたします。

続きまして、国立国会図書館デジタルコレクションの送信サービスのお話に移らせていただきます。

これは利用申請を行って承認されれば、自治体図書館での閲覧利用が可能になるというものでございます。近隣では、青梅市、東久留米市、東村山市、日野市などが参加しております。日野市につきましては、市内全館でこのサービスが利用できるそうでございます。貴重な資料を市民が利用できる。こういったサービス向上の一環であるというふうに考えます。このサービスにつきましては、著作権法の一部を改正する法律、平成24年6月21日公布、25年1月1日施行ですね——によりまして、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、入手困難な資料、図書館等に送信するものであります。131万点の資料の活用が可能になるものでございます。絶版本ですとか、例えば灰色資料と言われていた学位論文とか、そういったものも全て利用可能な分についてはできるということ。このサービスの詳細につきまして、市としてどのように把握しておられるかということと、利用申請についての考え、改めてお伺いさせていただきます。

○中央図書館長（関田実千代君） このサービスにつきましては、今議員のほうからおっしゃっていただいたとおりでございまして、私どものほうもこのサービスがスタートしたということを知りまして、研究をしているところでございますけれども、国会図書館のほうでの申請に対する審査というものがございまして、それは先ほど教育長のほうからも答弁をいただきましたけれども、やはりその資料を、送信された資料を複写をするに当たって、それは必ずその職員が行うということがございます。それと、あと指定した者だけというようなことが、例規上ではっきりとわかるということが条件でございまして。現在、私どもの中央図書館2階のレファレンス室でも、資料の複写等、行っておりますけれども、効率化のために今はコピー機を使って、利用者の方がコピーをしてるというような状況でございまして、国会のほうでは、国会から送信されるものにつきましては、職員がみずから手を下さなければいけないということがございまして、今ある複写サービスの要綱、例規等では対応できませんので、別途の例規をつくるということがございます。その対応で、今研究してるとい

うところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 例規そのものから変えなければいけないということで、大変お手間かとは思いますが、ぜひともこういったサービスを取り入れていただいて、リタイアされた方々で改めて、じゃ勉強しようとか自分の興味のあることを深めようって思われてる方もいらっしゃるかと思います。そういった方々に対しては、市の書籍の図書館だけではなくて、絶版本になったもの、ふだん目にしないようなものも活用できると、大変大きな利点になるかというふうに思いますし、市内に在住いたします学生等も利用できるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの点、引き続き御検討、お願いいたします。

この国会図書館のデジタル化を推進しました前国会図書館長の長尾先生のお話、私も聞く機会があったんですけども、これからの時代で、このデジタルサービスによる学習ということは、非常に大きなウエートを占めることになるということで、国会図書館も予算をとってこういった事業を進めておるということでございます。せっかく税金を使ってつくったコレクションでございますので、それを享受できる体制をこの自治体においてもつくっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、読書通帳のお話に移らせていただきます。

この読書通帳ということなんですけれども、ある企業の登録商標になっておりますので、いわゆる読書通帳というふうに言わせていただかなければいけないんですけども、これ貸し出し履歴を利用者が自分で通帳に記入できるようになるものでございまして、読書履歴を目に見える形にすることで読書意欲を促進し、また図書館の利用を進めていく、活性化させていくというようなものなんでしょうでございます。大変いいものだなというふうに私は思います。読書の意欲促進ということに関していえば、特に青少年世代に読書の習慣をつけてもらうという視点から、こうした取り組み、ぜひとも進めていただきたい有効な手段だというふうに思います。前向きな取り組みをお願いしたいと思うんですけども、この点についてはいかがでございましょう。

○社会教育部長（小俣 学君） いわゆる読書通帳ということで、読書手帳ですか、その取り組みについてでございますが、議員の言われますとおり、この取り組みについては利用者の読書意欲、とりわけ、特に青少年の読書意欲の促進については、非常に効果がありまして、私どもとしてもやってみたい事業の一つでもございます。東村山市のほうでは、昨年、開館40周年記念で読書記録ノートというのを児童に配布したと伺っております。私どもとしまして、他市の事例を参考にしまして、研究を進めたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今やってみたい取り組みだというふうな御答弁いただきました。ぜひとも早期に実現できるように、御努力いただければなというふうに思っております。この前も教育委員のある方とお話をさせていただいた際に、読書の習慣をともかく身につけることが大事なんだと、国語力が全ての教科の基盤になってるし、その国語力をつけるためには、やはり本を読むことが大事であるというふうなお話も伺わせていただきました。確かにそのとおりだというふうに、改めて思わせていただきました。青少年が読書をするということ、国語力、学力の向上にもつながっていくものでございますので、ぜひとも前向きなお取り組み、お願いしたいというふうに思います。

続きまして、高齢者、障害者の件に移らせていただきます。

特に高齢者の大活字本というお話ございました。今現在が3,089冊ということでございまして、25年度が3,031冊でございまして、58冊、前年度よりもふえたというふうな実績でございます。出版する会社も少ない、

高価だということもあるかというふうには思います。確かにそうではありますけれども、ますます、先ほども言いましたリタイアされた方がふえる、高齢者の利用もふえるだろうという観点から、こうした大活字本も今まで以上に取りそろえて、より図書館に来て利用していただきやすい環境をつくることも、大事ではないかなというふうに思います。ぜひ、今まで以上に予算も確保されて、収集に力を入れてほしいということをお願いしたいというのが1点。

もう一つ、高齢者向けということのサービスについて言えば、近隣の小平市では宅配のサービスを開始されたそうでございます。こういったことも、ぜひとも今後の事業の一つとして御検討いただけないかというふうに思いますけども、この点についてお伺いさせていただきます。

○中央図書館長（関田実千代君） 小平市で始めた高齢者向けの宅配は、平成27年の11月に開始したと聞いております。対象者は市内在住者で、65歳以上の方で、介護認定が3以上の方を対象にしているというふうに聞いております。確かに、やはり図書館は、うちのほう3館しかございませんので、なかなか足の確保というものが難しくなっておりますので、高齢者の方に直接こちらに来ていただくというのが、だんだん難しくなることも認識はしております。ただ、宅配ということになりますと、それなりの人手がかかるということでございますので、今障害者向けには月1回、第2金曜日に宅配をしておりますけれども、そういう実績もございますので、それも含め研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。高齢者の方、家にいてテレビばかり見ているというような、そういったことにならないように、より現役と同じような形で知的欲求を満たす、また文字を、本を読むということで、また頭も使って、ぼけ防止になるかどうかというのは、ここでは明確には言えないんですけども、そういった形で人生の後半においても知的な欲求が満たされるような、そういった環境づくりもぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、障害者ということへのサービスということでございます。現状とこれからのことについて確認をさせていただきたいのが1点。これまでの取り組みの成果、今後の充実についてどのようなことをお考えなのか1点。

もう一つが、この障害者の図書サービスということで、厚生労働省の補助事業として、日本点字図書館が受託をしております視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業の中で、サピエ図書館、こういったものがあるそうでございます。このサピエ図書館というのは、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字、デイジーデータを初め、暮らしに密着した地域生活情報など、さまざまな情報を提供するネットワークということでございます。この中のサピエ図書館というのは、この図書制作支援、こういったものも充実して行っているそうでございます。当市の行政報告書を確認させていただきますと、平成25年度が録音のタイトルが733、26年度が754、点字が25年度が86、26年度が87ということで、なかなか大変な作業だということで、点数はふえていかないということでございます。こういった外部の力をかりることで、より障害者の方々のサービスも厚くなるかというふうに思うんですけども、この2点について現状と今後のあり方、またこのサピエ図書館の利用ということについて、この点について御意見を伺わせていただきたいと思います。

○中央図書館長（関田実千代君） 私からは、障害者サービスの現状を御説明いたします。

今、当市では点字や録音図書の作成、貸し出しですね。先ほども答弁のときに申し上げましたけれども、月1回の宅配ですね、それから御希望の本を直接読み上げる対面朗読ですね、それから中央図書館には拡大読書

機を1台ですけれども、設置してございます。また、録音図書等を作成していただいている音訳グループの方への研修を年1回、養成講座というような形でやっております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 2点目のサピエ図書館の活用についてということでございます。

議員から御質問いただいて、詳細に私も調べたというような状況ではございますが、このサピエ図書館の会員になりますと、そこで所有している点字データ、16万タイトル以上なんですね。それから音声デジータ、5万タイトル以上がダウンロードができるようになることと、あとそれに参加している各館が、各自治体の図書館が所蔵する89万タイトル以上もあるんですけども、膨大な資料がオンラインのリクエストで利用が可能になるということだそうであります。会員になるには、年間4万円がかかるということでございまして、ちょっと近隣市、調べてみたんですけども、立川市では23年度に入会、東村山市では26年度に入会、そして小平市では25年度に入会ということで、近隣市も入会する市がふえてきております。そういうこともありますので、私どももそちらについては入会に向けて研究、そして検討していきたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしくお願いいたします。館長からは、現状のお取り組みの御答弁いただきまして、今後の充実ということについてはお話がなかったかと思うんですが、そういったサピエ図書館の年間利用ということ、今後の充実の一つとして捉えているということで認識させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ぜひともお取り組み、よろしくお願いいたします。

6点目のみずうみ号につきましては、教育長の答弁でるお話をいただきました。確かにこれ、数千万円からかかるというようなお話も仄聞しておりまして、確かに高いということで、教育長答弁のとおりなのかなというふうに認識をさせていただきました。またサービスが終了した場合の対応策についても、考えているというふうにお考えを承りました。ただ、このみずうみ号につきましては、雨漏り等もしているというようなことも仄聞しておりますので、ぜひとも継続して十分なサービスを行うために、更新も選択肢の一つとして御検討いただきたいなというふうに思っております。これは要望にとどめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、この図書館の利用、活用ということ、大変近年、大きな注目を集めておりまして、これは最近またお話を聞く機会があったんですが、武雄市で、これ指定管理なんですけども、やっておるCCCの中心でやっていらっしゃる方のお話を伺いました。このCCCにつきましては、選書の問題とか、蔵書管理の問題、十進法を採用しないとか、さまざま問題があるとは思いますが、ただその理念として掲げているのは、まちづくりは人づくりだと、その人づくりの拠点が図書館なんだと。この図書館をいかに使いやすく、また市民に使っていただけるものにできるかどうか、またそこで気づきとか啓発とか、また市民の交流をいかに生み出していくかということが、まちづくりにとって非常に重要だということもお話を伺って、確かにそのとおりだなというふうに思いました。また、活字文化の維持、発展という観点からも、この地域の自治体の図書館の担う役割というのは大変大きいものがあるというふうに思っております。こういった観点から私自身は、予算の話がありましたので、しっかりと予算をつけて、新たなことにどしどしチャレンジしていただきたいなというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、さまざまな点、チャレンジしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目の質問は、以上で終了させていただきます。

2点目が図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。

応募の人数を御答弁いただきました。44名、小中、合わせてふえているということは、大変大きなお取り組みを続けていただいているというふうに感謝いたします。またグループによります多様な取り組みも見られたということ、学校でもその趣旨を認識していただいているということ、ありがとうございます。

ちなみに、この学年別のそういった応募の人数の別がわかるかどうか、わかればぜひ教えていただきたいということと、応募されたこの内容、教科、どのようなものがあつたのか確認をさせていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** まず応募の数でございますけれども、数につきましては先ほどお話をさせていただきましたとおり、小学校133点ですが、そのうちグループでまとめた数もございますので、人数としては197人が参加をいたしました。中学校につきましては、作品の点数と同じ42人の参加ということでございます。

失礼いたしました。全体が197ですので、小学校は155人でございます。大変失礼いたしました。

応募の作品数をお伝えしたいと思います。学年別でお話をさせていただきます。

小学校1年生が1点、2年生が1点、3年生が80点、4年生、17点、5年生が18点、6年生が16点。

中学校ですが、1年生が残念ながらゼロ点、2年生が2点、3年生が40点。

以上でございます。

また、教科のその内容でございますけれども、教科で申しますと、やはり理科、そして社会に関するような、関連することを調べてまとめたものが大変多くございました。またそれ以外で特徴的なものとしたしましては、お正月、お盆、百人一首、浴衣など、日本の伝統文化にかかわる内容ですとか、または狭山丘陵のことなど、身近な自然環境にかかわること、それから小学校においては移動教室で出かけております日光の歴史や自然にかかわること、それから薬剤師までの道のりなど、将来なりたい職業にかかわることなど、教科を超えて興味や関心を持った内容を取り上げて作品もございました。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

理科、社会で多いということ、当然かと思うんですけれども、また狭山丘陵とか地元のことに關して調べたお様がいた、また将来の夢の薬剤師に向けてというような、自分の将来に引きつけてこういったことに取り組んでいただいたということ、これも非常に大きな成果なのかなというふうに思います。自分自身が興味を持って、目的感を持って、こういった学習に取り組むということ、これ非常に重要な観点かなというふうに思います。また学年別も中3が40ということで、受験を前にして、この数ということで、大変貴重なお取り組みしていただいているなというふうに思っております。また、このコンクールの中で、学校の先生方、また学校図書館指導員のかかわり方がどうであったのか、また市の図書館のバックアップのあり方はどのようなものだったのか、教えていただければと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** まず学校のことでございますけれども、担任、また教科担当の先生方につきましては、テーマの選び方、それから調べたことのまとめ方などの指導をしてございます。小学校では、国語や社会、理科などの授業におきまして調べ学習に取り組み、その中でまとめた作品を出品した学校もございました。

学校図書館指導員でございますが、学校図書館にある関連図書を紹介したり、または中央図書館に問い合わせ

せをして、調べ学習に必要な図書の団体貸し出しの手配を行うなど、担任や教科担当の先生方と連携して、児童・生徒の支援を行っております。

また、市の図書館のバックアップのあり方でございますけれども、夏休みを利用して調べ学習に取り組んだ児童・生徒も多くおりますので、中央図書館を初めとする市立の図書館を活用して学習を行った児童・生徒もいると考えております。その際には、図書館の職員の方に、調べたい内容の図書について教えてもらうなどの御支援をいただいていたというふうに考えております。

また、このコンクールの応募のためだけではなく、日ごろの学校の授業において調べ学習を行うときには、市立図書館の団体貸し出しの制度を活用させていただいております。まとまった冊数の図書を図書館から提供してもらうなど、こちらも支援する体制を整えていただいております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

教師の方、また指導員の方、そして市の図書館が有機的に子供たちの学習をバックアップしていただいている様子、確認をさせていただきました。また調べ学習の成果として出していくということ、目的を持ってやるというそういうことも大変いいお取り組みであるというふうに思います。ぜひとも今後とも、この有機的な取り組み、強めていただきたいというふうに思います。

あわせて、夏休み、この子供たちが図書館で学習をするということにつきまして、これは他の議員の方も何度も要望されてた図書館での学習環境の整備ということ、チャレンジをしていただくような御報告もいただいております。引き続きこういったお取り組みも、これは私個人というよりも、議会また市民の皆様の要望かと思っておりますので、ぜひとも強めていっていただきたいなというふうに思います。今後とも、ぜひとも図書館を使った調べる学習コンクールを通して、市内の児童・生徒の皆様の学力向上、また将来へ、先ほど将来へ向かってのというお話ありましたけども、将来へ向かっての道筋を見つけていく、そういったことに資するような、そういったお取り組みをぜひとも強めていっていただきたいなというふうに思います。

私、このコンクールにつきましては、生徒自身が興味を持つものを、先ほど申し上げましたけど、目的感を持って、丹念に資料に当たって学習して表現していくという、今学ぶ技術を習得する一つの手法として大きな効果があるというふうに考えております。教育においては、基礎的な知識を習得させることの重要性は当然でありますけれども、それとともに、またそれ以上に児童・生徒自身が知識をどう習得していくのか、知識をどう使って一人一人が自身の新たな可能性を開いていくことができるのか、いわば一人一人の知恵と、それぞれに応じた才能を開発し、開花させていくことも大事ではないかなというふうに考えます。知識の量を競うのではなく、知識を基礎とした創造力、クリエイティビティを競うのでありまして、これは学力という言葉に含まれる意味の大きな部分をなすものであるというふうに捉えております。その意味で、このコンクールに挑戦することの意義は大変大きいというふうに思っております。

今後といたしましては、以前から地域コンクールの開催、提案させていただいております。これは相変わらずの要望なんですけれども、例えば今年度から第1回の地域コンクール、鹿児島県鹿屋市で開催されたそうでございます。ぜひとも、これまでの取り組みの実績を踏まえまして、こうした地域コンクールの開催、前向きな検討を進めていっていただきたいということを要望いたしまして、この質問、終了させていただきます。

続きまして、3点目の道路・橋梁の予防保全についてに移らせていただきます。

まず、この過去における事故等の有無と現在における取り組み状況ということ等でございますけれども、市長

答弁でさまざま道路パトロールの維持管理等々、さまざまな御答弁いただきました。国土交通省におきましては、平成26年に道路トンネル定期点検要領ですとか、また道路橋定期点検要領等々、さまざま橋ですとか道路について、定期点検に関する方針も明示されております。また国としても、国民の生活、命を守る社会インフラの点検に重大な関心を寄せておりまして、それ相応の予算も投じて保全に努めておられるというふうに認識しております。

市でも、昨日は公共施設白書も作成をしていただきまして、ことしの3月には橋梁長寿命化修繕計画も作成していただいております。こういった現状を踏まえまして、現在の取り組みについて、例えば壇上で私自身の関心としては、その橋梁ですとか道路について、見える部分についてのところはいいんですけども、見えない部分の点検、予防保全どうしていくのかというのが今回の質問の関心の大きなところでございます。こういった橋梁ですとか、また下水管の老朽化による道路陥没など、事故を未然に防ぐことについて、現在の市の取り組みの詳細を伺いたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 道路につきましては、橋梁のほか道路の地下に埋設されております市の管や専用物件等がございます。そのような中で、橋梁につきましては、平成26年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しまして、この計画に基づきまして今後、計画的に補修を実施していく予定でございます。この計画でございますが、橋の桁などのコンクリートのひび割れなどを補修し、橋の延命化を図っていくものでございます。

また下水道管につきましては、雨水管と汚水管がございますが、マンホール内の調査や、管の中にカメラを入れて調査を行うなど、状況を把握することに努めてございます。そのような中で、管の劣化が発見されれば、管の更生工法などを検討するようなことになると考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

橋梁につきましては、実施計画にも28年度から取り組みを開始していただくというようなこともございました。また今、埋設物等に関しますことについても、点検を進めるということも御答弁ございました。

続きまして、そのイのほうに移るんですが、予防保全を行うことによる道路や橋梁の長寿命化への影響、どのようなものか。これ長寿命化されるんですけど、改めて確認と財政的な影響、どのようなものかということ、改めて確認をさせていただきます。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 長寿命化への影響ということでございますが、今回、橋梁につきましても、予防保全型の計画となっております。予防保全型の場合は、大きな損傷が発生する前に早目に補修を行うものでございます。そのようなことから、軽微の補修で延命化が図れ、大規模な修繕を行うまでの長い期間、そのような期間を延長できるものと考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 延命化ということと、当然財政的にもその負担は少ないということで、私も理解をさせていただいております。

また、ウに関してなんですけども、市として道路・橋梁の予防保全として、現段階で速やかに取り組まなければいけない内容があるとしたら、それはどのような事柄で、どのような理由があるのか、この点について確認させていただきます。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 道路につきましては、舗装補修であると考えてございます。また、橋梁につきましては、コンクリートなどの構造部材であると考えてございます。双方とも、補修ができないほどの劣化まで

見過ごしてしまいますと、構造の全てを改築することになりますので、費用も膨大なものになりますが、ある程度の損傷で修繕を行うことによりまして、延命化と費用の軽減が図れることになると考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そういった劣化を見過ごさないということについては、日々、日常的に業務の中で点検をしていただかなければいけないというふうを考えております。この市の日常業務における保全活動の詳細を伺いたいというふうに思います。橋梁、道路、また地下に埋設された埋設物等につきまして、保全の有無が与えるこの安全性ということについて、特に関心を持っておりますので、この点について、この日常業務の保全に関する内容を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 日常業務についてでございますが、まず橋梁につきましては、平成25年度に点検してございます。今後、5年ごとに詳細な点検を実施していく予定でございます。また日常的に行ってございます道路パトロールの中で、目視による点検を実施してございます。道路につきましては、道路パトロールや市民の方からの御連絡などによりまして、維持管理に努めているところでございます。また下水道管につきましては、日常的にはマンホール内のふたをあけての点検やカメラ調査を実施しまして、管の中の状況を確認しているというようなことでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 目視を中心といたしまして、さまざまな手法も使っておられるということでございます。今手元に国土交通省の道路局が出しました総点検実施要領舗装編という中でも、当然その維持管理ということ、そういった今おっしゃられた内容も含めて、また道路橋定期点検要領の中にも、今おっしゃられた内容のことも書かれておりまして、また特にそれとあわせて道路の路面化の空洞に起因した陥没によるもの、これも陥没の予防措置を講じなければならないというような内容もございます。特に先ほど申し上げました目視で点検をいただいているのが日常業務であるということ、これとあわせて、やはり目視できない部分についての予防保全、これもお取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。ある企業は、見えない危険を探して技術を開発して、道路の空洞化とか、また橋梁のコンクリートの劣化等の点検技術も開発して、例えば平塚市などではこういった主要な幹線道路の点検もして、空洞がある箇所、見つかったというような事例もございますので、こういった民間業者にも点検等をお願いをして、行政の通常の業務の中でこぼれてしまうような、またなかなか行き届かないような部分について、ぜひとも十全な対策をお願いしたいと思うんですけども、この点についての市の考えを伺わせていただければと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市は、今まで整備してきました道路等のインフラの維持管理、更新等を確実にを行い、日常生活や社会活動に支障を来さないようにしていかなければなりません。そのためにも、今御指摘のように点検、調査業務は大変大切な業務だと認識しております。道路につきましては、先ほど土木課長からの答弁でもございましたように、道路法の改正によりまして、5年に1回、近接目視を基本とする点検が義務づけられております。しかし、地下埋設物による影響等を近接目視だけで調査することは限界がございます。ただいま佐竹議員からも御指摘があったように、非常に表面だけのたわみでどういう影響があるかというのは、なかなか難しいところがございます。

最近では、電磁波レーダーによる探査等の非破壊によります調査の精度が向上しております。このように、維持管理にかかわる技術だとか工法といったものは、大変進歩してきているというのが現状でございます。民間

企業の技術、ノウハウを生かして、効率的な維持管理をしていくことが可能になるというふう認識しております。担当部署では、そのような技術の研究に努めておりまして、今後の調査、保全計画等の策定に当たりましては、効果的な活用について検討を進めていく考えであります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その重要性も、また効果も認識されておられる、また研究、検討されておられるということも伺いました。ぜひとも、いつ起こるか分からないというのが、この事故でございますので、未然にそれを防いでいく重要な、地味だけでも、大変市民の生活、命を守る重要なお仕事だと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。私も商店街の方のお話を聞いて、目の前の道路、舗装しても舗装しても、いつもバスやトラックが通る道路で、すぐにだめになっちゃうんだよねってお話もありまして、恐らく地下に何かふぐあいがあるんじゃないかと心配される市民の方もおられましたので、そういった方々の不安も解消するという意味からも、ぜひともお取り組みを強めていただければなというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

続きまして、4点目の溢水対策についてお伺いさせていただきます。

土のうステーション、当市では多摩地域においては調布と当市のみ設置してるということで、大変先進的なお取り組みをしていただいているということ、また土のうの活用につきましても、搬送、また市民の方がとりに来ていただくとか、さまざまな形で活用していただいているということ、確認をさせていただきました。この土のうステーションにつきましては、全国各地、東京でも世田谷とか板橋、また地方では前橋とか高槻、戸田等々、さまざまところで当市と同じような形でやられているかというふうに思います。この点につきまして、新堀でどのような活用がされているのかということと、もう一つ、ゲリラ豪雨などの非常時に、市はどのような形で、この土のう、対応しているのか、被害軽減をしているのか、この点について確認をさせていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 新堀地区の土のうステーションの活用の方法でございますが、地域の皆様が必要に応じまして、土のうステーションから御自由に土のうを持って、御自宅のほうで利用できるようにしてございます。またゲリラ豪雨のときの市の対応でございますが、市民の皆様から電話等で土のうの要請がございます。そういう場合については、市役所のほうに土のうをとりに来ていただくことが基本としておりますが、中には高齢の方や土のうを運ぶ車両がない等につきましては、市の職員が土のうを搬送しまして、玄関等に土のう積みをしてるのが現状でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 土のうも大変重いものでございますので、やはりこれは年に1度や2度の訓練ではなかなか難しいのかなと。そういった意味では、職員の方が、こういった被害想定地域に出て、作業をされることがやはり通常なのかどうか、市民の方が、例えば土のうステーション、新堀以外の地域でもつくって、そういったものをすぐに対応できるようなことになるのかどうか、市のお考えを伺わせていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 最近、急激、ゲリラ豪雨のような場合がございますので、市民の方もそれに対応した次善策を考えていらっしゃると思いますので、雨雲が近づく前に市のほうにお電話なりいただきまして、土のうの要請というのはございます。また体の不自由な方、または高齢の方につきましては、あらかじめ土のうの要請がございますので、事前にお運びしてるといのもございます。通常は、ゲリラ豪雨のときには、雨水が排水管等に排出できない場合、要請がございますので、緊急な場合については市の職員が、要請があり次第、搬

送しているのが現状でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、やはり市の職員の方、中心に、こういった土のうでの被害軽減ということを取り組まれているのかなというふうに認識をさせていただきました。しかしながら、新堀以外の地域でも、やはり溢水被害が出る地域もございますので、場所の問題もありますし、土のうの管理の問題もあるかというふうに思います。現状が一番、市としてはいい形で回しているのかなというふうなお考えかもしれませんが、私個人の考えとしては、新堀以外の地域にもこういった土のうステーション、設置をして、すぐに対応できるような体制、整えていただけたらいいのかなというふうに考えておるんですけども、この点についての市の御見解、伺わせていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 土のうステーションの増設についてでございますが、現在、先ほど申し上げました新堀地区に1カ所、土のうステーションを設置してございます。また必要に応じまして、市の職員が搬送を行っておりますので、現状で十分対応できるというふうに市のほうは考えてございますので、増設につきましては現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 現在のところ考えてないということで、承知いたしました。しかしながら、今後、現状どうなるかわからない環境の変化がございます。今、COP21等もさまざま議論、進んでおりますけども、より被害が大きくなる、また被害が新たに出る地域もあるかもしれませんので、私の要望といたしまして、こういった土のうステーションの増設ということも、念頭に置いていただければなど、御検討を続けていただければなどというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、5点目の中小企業支援について話を移らせていただきます。

さまざま商工会のお取り組み、また市のお取り組み、伺わせていただきました。その中で、確認をさせていただきます。

市として、商工会に補助金を出して、こういった支援、進めていただいておりますけども、その詳細はどのようなものなのか伺いたしたいと思います。相談業務というのは、こういったものなのか、年間どれぐらいの相談件数を受けているのか、実際にコンサルタント業務を受けた事業者はどれぐらいなのか、またその成果はどのようなものなのか、過去5年間ぐらい提示できればありがたいんですけども、この点について伺わせていただきたいと思っております。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 商工会が行っている相談業務等について申し上げます。

市内、中小企業の経営改善、経営安定化に向けた事業支援の一つといたしまして相談業務がございます。相談業務には、商工会の経営指導員が事業者を訪問するアウトリーチ型の巡回指導、それから商工会で行う窓口相談、電話相談がございます。

相談業務での内容といたしましては、税務、経理、金融、労働等がございます。また、広い意味での相談業務といたしまして講習会を実施いたします。経営や労働をテーマに集団指導といたしましての講習会、個別指導といたしましての確定申告指導会や金融相談会もございます。さらに相談業務の一環といたしまして、国や東京都などの各種制度融資の利用提案や日本政策金融公庫の融資制度の利用サポート、利用に向けたサポートを実施してございます。

次に、年間どのぐらいの相談件数があったかということでございます。過去5年間の相談といたしまして、

巡回指導、窓口相談、講習会の開催、金融のあっせん相談の合計を申し上げます。平成22年度に1,502件、23年度は1,491件、24年度は1,486件、平成25年度は1,487件、平成26年度は1,396件でございます。

続きまして、実際にコンサル業務をした事業者はどのぐらいあるかということでございます。こちらは、コンサルタント業務につきましては、商工会の経営指導員が実施する経営指導ということで実績を申し上げますと、経営指導員の企業訪問で、年間約500社程度の事業者が経営指導を受けております。この中で、中小企業診断士や税理士などの個々具体的な専門家の助言が必要となったケースは、年間60社程度でございます。専門家につきましては、東京都商工会連合会の派遣事業、エキスパートバンクから、必要に応じて商工会に派遣され、商工会の経営指導員とともに経営指導を行ってございます。その成果についてでございます。巡回指導では、税務、経理、金融、労働、取引等に関する経営相談や指導を受けることで、事業経営上、参考となる最新の情報を入手することが可能でございます。巡回指導におきましては、店舗における商品の陳列、構成、改修などの店舗の改修診断や作業効率を高めるための経営分析の指導を受けることができ、経営改善への費用、ひいては業務改善が期待されております。具体的にはマーケティング支援事業といたしまして、店内の回遊性やレイアウトの点検、問題点を抽出し、店舗設計専門家により店舗改善が提案され、店舗改修が行われております。また、ポイントカード等を利用いたしまして、販売促進活動の展開計画を立案するなど、集客力の増加に向けての一定の効果を上げてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今さまざまお聞かせいただきまして、そういったさまざまなお取り組みを通して、この市内の中小企業の方、また個人事業者の方、いい方向にこの事業を向けておられるということで認識をさせていただきました。大変重要なお仕事であるというふうに思います。商工会の方、中心にお取り組みをさせていただいておりますけれども、その次の質問に行くんですけども、それプラスアルファ、お金を出す自治体の側としても、そういったことについての専門知識、またスキルをぜひとも身につけていただくことによりまして、商工会との相談、または市自身がそういった市内の中小企業、事業者の方の動向等に敏感になる、またはいち早く何かしらの行政としての手も打っていきける、そういった体制の強化、厚みのある支援体制ができるのではないかなというふうに考えております。その点で、中小企業大学校、地元東大和市にございます中小企業大学校には、さまざまな研修メニューが用意されておられまして、商工会以外にも自治体から直接、こういった研修に参加しておられます。当市から、これまでどのくらいの頻度で、こうした研修に参加をしてこられたのか、この点について伺います。

○市民部長（広沢光政君） 地域産業振興、それから中小企業者の支援のために、市職員としても必要となる知識、こういったものを習得するということが必要でございまして、こういったことを目的といたしまして、これまでも産業振興課職員が、中小企業大学校で行われております研修会、それからスポット的になりますが勉強会、こういったものに参加してまいっております。参加実績でございますけれども、平成26年度、こちらにつきましては勉強会に7回ほど参加させていただいております。今年度でございますが、今年度はこれまでに研修会、先ほど御質問者からございました、特に市区町村等の産業振興関係者に関する研修ということで、こちらに1回ですね、それから勉強会、こちらのほうに6回ほど現在まで参加しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

市長答弁でもございましたさまざまな情報の提供ということも、これまで市でやっていただいておりますかと思

いますけれども、こういった研修会に参加をされて、実際の現場での皮膚感覚を磨くといいますか、そういったこともぜひとも今後さらに強めていっていただきたいなというふうに思います。今後、人口減少がされる中で、どの企業も生き残りに必死でございます。そういった中で、この商工会、そしてまた自治体が応援できることというのは多くあるかと思えますし、また頼りにされる部分でもあるかと思えます。自治体ですか、また商工会の方に相談をして、あしたどうしようかと思ったけど、あしたもう生きるか死ぬかというところが救われたというようなお声も実際あるそうでございます。特にこの職員自体にそうした能力をつける、あげることで、さらに商工会と連携をして、市内の事業者の支援を充実させることができるというふうに考えております。特に市の職員の方は、数年の人事異動で他部署からこの産業振興課へ配置される場合も多いかというふうに思います。全く新しい課で、新しい仕事をしていく上で、やはり課のシステムとして、産業振興課のシステムとして予算も確保する、担当の職員の方が、こうした研修も常に受けている、知識とスキルを身につけることで、実際の事業者支援、商工会との連携においても十分に力を発揮していただけるものであるというふうに思うんですけども、この点についての認識、お考えを伺わせていただければと思います。

○市民部長（広沢光政君） 市といたしましても、これまでできる範囲での中小企業者さん等からの相談には応じてきているところでございますが、専門的な分野に関しましては、商工会等の他の部署を紹介していただくことでございまして、こういった専門的で高度な知識等が要求される案件につきましては、引き続きそういった形で対応してまいりたいなというふうに考えておりますけれども、市の側としても一層の支援体制というもの強化のために、今後はできる限り計画的、継続的に研修等には参加し、職員の人事異動等による支援の空白期間というんですかね、そういったものが生じないようにしてまいりたいと、その上で最新のスキルを持って、市内中小企業者等の支援に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも積極的で前向きなお取り組み、よろしくお願いいたします。

聞いた話ですけども、これは大学の職員の方なんですけれども、大学の建物に関する部署に配属をされて、これから新たな建物をたくさん建てていかなければいけない、その中で建築会社の方と話をし、またこちらの要望も通していく中で、やはり必要な知識、スキルが重要だということで、その方、1級建築士の資格、大学職員の身でありながらとられたそうです。相当苦勞されたそうですけども。その上で、やはりそうした信頼感もあって、業者との話し合いも順調に進んでいくことができたということも聞いております。この市の中小企業支援についても、同様のことが言えるのではないかなというふうに私、思っております。本当に市がお金を出すこの先で、本当に困ってる市内の中小企業の方々、個人事業者の方が救われることの多い、そういった市の体制を今後ともぜひとも構築をしていっていただきたい、強めていっていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成27年第4回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、糖尿病の早期発見と早期治療の推進についてであります。

2014年、9月現在、約4人に1人が糖尿病、または糖尿病予備軍と疑われる人との研究成果も出ております。高い血糖値が持続する糖尿病は、病気が進んでくると喉が渇く、水を大量に飲む、頻尿になる、あるいは食べているのに痩せるという自覚症状があらわれてきます。ですが、ほかの病気に比べると進行も緩やかで目立った症状が出るわけではありません。糖尿病の怖いところは、こうした目立った自覚症状がないままに、慢性の合併症が進行してしまうことです。糖尿病は、初期段階では自覚症状がない病気です。逆に言えば、自覚症状が出てからでは遅いとも言えます。まずは、自分のヘモグロビンA1cの値を知るところから、糖尿病予防が始められると考えます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、当市の取り組みや現状についてお尋ねいたします。

②といたしまして、隠れ糖尿病と早期発見の重要性についてお尋ねいたします。

③といたしまして、糖尿病の合併症についてお尋ねいたします。

④といたしまして、地域医療連携プロジェクト、糖尿病診断アクセス革命についてお尋ねいたします。

アとして、他自治体の取り組みはどのようなものがありますか。

イとして、検体測定室の必要性について市の見解を伺います。

ウとして、今後の取り組みや課題について伺います。

次に、2点目といたしまして、子育て支援についてお伺いいたします。

子育て世代のお母様方から、子供たちの予防接種は種類が多く、対象年齢や間隔も複雑でスケジュール管理をするのが大変との声が多く寄せられております。最近では、アプリやネットを活用した予防接種ナビを各自自治体独自のサービスとして提供され、喜ばれております。当市においても、一日も早いサービスの検討をお願いいたします。そして、日本一子育てしやすいまちを目指したさらなる子育て支援策として、電子版母子健康手帳の導入の検討をお願いいたします。母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期を過ぎて、かわいい子供が進学される際の健康の記録、情報が一冊の手帳でわかるようになっているものです。子供の成長の記録だけでなく、保護者や医療機関としても情報を確認できるというすぐれもので、国際的にも日本の母子健康手帳をまねている国もあるぐらいです。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、電子版母子健康手帳のサービスについてお尋ねいたします。

アとして、当市の取り組みや現状について伺います。

イとして、他自治体の取り組みはどのようなものがありますか。

ウとして、今後の取り組みや課題、電子版健康手帳への展開について市の見解を伺います。

次に、3点目といたしまして、認知症患者の行方不明防止について、お伺いいたします。

警視庁によりますと、2014年に全国の警察に届け出のあった認知症の行方不明者は1万783人、その大半は所在が判明しておりますが、高齢化の進展に伴い、深刻な問題となっております。そうした中、徘徊などで行方不明になる人も、1人でも減らそうと各地でICTを活用した見守り事業が進められております。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、ICTを活用した見守り事業についてお尋ねいたします。

アとして、当市はどのように考えますか。

イとして、他自治体の取り組みはどのようなものがありますか。

ウとして、今後の取り組みや課題について市の見解を伺います。

次に、4点目といたしまして、防災対策についてお伺いいたします。

世界有数の地震国である日本において、特に地震対策を強力に推進しなければならないブロック塀に関しては、十分な対応がとれていないのが現状です。ブロック塀は、法にのっとった施行をすれば、簡単には倒れませんが、数十年前に施行された既存のブロック塀の中には、地震や台風などの災害により、倒壊するおそれのあるものが相当数に上がると見込まれており、市街地の通行人は潜在的危険にさらされているといえます。また、これらのブロック塀の倒壊により、災害時の緊急車両などの通行が阻害されることが危惧されます。そして気候変動による降雨災害では、台風18号で甚大な被害をもたらしました河川堤防決壊だけでなく、斜面が崩壊したときに起こる土砂流出や落石による人命や家屋などの損害も危惧されるところであります。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、災害に負けない安全なまちづくりについて、当市の取り組みや現状についてお尋ねいたします。

②といたしまして、大規模震災時に安全に避難を行える対策として、ブロック塀診断調査についてお尋ねいたします。

アとして、他自治体の取り組みはどのようなものがありますか。

イとして、今後の取り組みや課題について市の見解を伺います。

③といたしまして、気候変動による降雨災害についてお尋ねいたします。

アとして、斜面崩壊による土砂流出や落石に対する予防策の現状や取り組みについて、市の見解を伺います。

イとして、フォレストベンチ工法について伺います。

a、他自治体の取り組みはどのようなものがありますか。

b、今後の取り組みや課題について市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、糖尿病の早期発見と早期治療に関する市の取り組みや現状についてであります。市では健康増進法に基づく成人健康診査により、糖尿病などの生活習慣病の早期発見と保健指導を実施しております。

次に、隠れ糖尿病と早期発見の重要性についてであります。隠れ糖尿病とは検査する時間帯には正常の血糖値でも、食後に血糖値が上昇し、自覚症状がないまま病気が進行するというもので、定期的な血液検査等により早期発見につなげることが重要であると認識しております。

次に、糖尿病の合併症についてであります。糖尿病の合併症につきましては、腎症、網膜症、神経障害が三大合併症と言われており、食事や運動による生活習慣の改善と血糖値の適切なコントロールにより予防できるものであります。

次に、地域医療連携プロジェクトと糖尿病診断アクセス革命についてであります。これらにつきましては筑波大学が東京都足立区内及び徳島県内の薬局と連携し、微量血液検査装置による簡易糖尿病スクリーニングを実施した社会実験プロジェクトのことであります。他の自治体の取り組みにつきましては、現在のところまだ開始されておられません。

次に、検体測定室の必要性についてであります。国のガイドラインでは検体測定室は利用者がみずから採取した検体について、民間事業者が血糖値や中性脂肪などの検査を行うことができる事業であり、検査の測定結果を利用者自身が判断するものとされております。市といたしましては、検体測定室が診療の用に供しない施設でありますことから、国のガイドラインに沿って適切に民間事業者に運営してもらうことが必要であると考えております。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。今後につきましては糖尿病など生活習慣病についての正しい知識の普及や、わかりやすい成人健康診査の受診の方法などの周知を行ってまいります。課題といたしましては、自分の健康状態や生活習慣を知り、隠れ糖尿病などの早期発見ができるよう成人健康診査の受診の啓発をさらに進めていくことであるとと考えております。

次に、電子版母子手帳の取り組みや現状についてであります。市では平成27年度中の配信をめどに、子育てと観光を一体化したアプリケーションの作成に取り組んでいるところであります。

次に、他の自治体の取り組みについてであります。千葉県柏市が総務省の地域ICT街づくり推進事業として、平成25年度にモデル事業を実施し、その後、平成27年度から1年間の試験導入を行い、有効性の検証と正式導入に向けた可能性を評価していくとのことであります。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。今後につきましては現在策定しております子育てと観光を一体化したアプリケーションについて、平成27年度中の配信に向けて取り組んでまいります。課題につきましては、アプリケーションの導入後、ダウンロード件数や利用件数の把握を行い、効果検証を行う必要があると考えております。成人を対象とした電子版健康手帳への展開につきましては、今後、国の動向を初めとしましたICT技術の進展等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用した見守り事業についてであります。市では現在、徘徊行動のある高齢者を介護している家族の方に対し、GPS端末機器を貸与し、徘徊した場合に居場所を電話等でお知らせする事業を実施しており、今後ICT技術等の進展により、さらに見守り等の効果が上がっていくものと期待しております。

次に、他自治体の取り組みについてであります。現在、多摩26市のうち、当市を含めまして24市につきましては、当市と同様なGPS端末機器を利用しました見守り事業を実施しております。他の2市につきましては、関係機関に情報提供を行い、発見した際に連絡を受け取る方法をとっているとのことであります。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。課題につきましては認知症の方がGPS端末機器を保持できず、利用につながらないことがあると考えております。今後は情報収集に努め、有効的な取り組みなど

を研究してまいりたいと考えております。

次に、災害に負けない安全なまちづくりについてであります。東大和市地域防災計画では、首都直下地震等による新被害想定で、東大和市における避難所生活者が大幅に増加するとされています。市ではこのような想定に対し、住宅からの避難者の3割減を目標として、出火防止策や初期消火体制の充実、建物の耐震化等を進めております。また避難所生活者が大幅に増加するために、備蓄食料の増量も図っております。平成26年度は一時避難所であります中学校5校と上仲原公園に災害対策用マンホールトイレの設置をするるとともに、避難所となります体育館に避難所用間仕切りの整備を図っております。

次に、ブロック塀診断の自治体の取り組みについてであります。当市ではブロック塀診断については、現在のところ実施しておりませんが、杉並区では首都直下地震から区民を守るために耐震改修促進計画を定め、木造住宅の耐震化支援事業の一つの事業として、簡易診断を実施しているとのことであります。また助成内容としては、既存ブロック塀等の撤去も含め、緑化費用として上限50万円までの助成制度がございます。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。市では新たにブロック塀を設置する場合には、建築基準法に則した構造への周知を図っております。また既存ブロック塀を生け垣化へ改修するなどの緑化に努めてまいりたいと考えております。

次に、降雨災害による斜面崩壊の予防策についてであります。現在市内で指定されている急傾斜地崩壊危険区域は8カ所あります。そのほとんどが多摩湖の南側に面した山林の斜面となっております。傾斜度が30度以上ある土地で、高さが5メートル以上ある急傾斜地が指定されております。この急傾斜地における崩壊防止工事は、原則として急傾斜地の所有者や崩壊により被害を受けるおそれがある方が行うこととされています。ただし、一定の基準を満たす自然面については東京都が行っております。予防策としては、市では急傾斜地を定期的に確認したり、台風や豪雨のときにはパトロール警戒を実施しております。

次に、フォレストベンチ工法を採用している自治体の取り組みについてであります。日野市では住宅が接近している高さが20メートルの急斜面に、この工法を採用し、施工したと聞いております。この工法は、斜面に擁壁を設置するための工法の一つで、山間部にある棚田のように水平面と垂直面の組み合わせで階段状に斜面を改造していくものであります。低コストと省力化を実現したと伺っております。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。当市でも急傾斜地崩壊危険区域が指定されておりますので、今後、フォレストベンチ工法について、東京都の崩壊防止工事の実施状況を踏まえながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず1番目、糖尿病の早期発見と早期治療の推進についてでございますが、まずは糖尿病とはどんな病気なのか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 糖尿病についての御説明でございますけれども、糖尿病は膵臓が分泌するホルモンでありますインスリンの量が不足したり、また働きが低下することにより、血液中のブドウ糖が濃度が高い状態が続く病気であります。正常ならば、このインスリンによりブドウ糖のほうは肝臓に取り込まれ、また筋肉等でエネルギーとして換算されますけれども、ずっと血液中にとどまっていることにより、血液を痛める状態

を続けます。そのことによって、合併症になります腎臓や神経障害、また網膜症といった視力、目のほうに影響が出てくる病気となっております。また、大きな血管に障害を起こした場合は、動脈硬化が進行して心筋梗塞や脳梗塞といった命にかかわる大きな病気を発症するリスクも引き起こすというふうに言われております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、東京都における糖尿病の患者数について、わかりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都における糖尿病の患者の数でございますけれども、東京都の保健医療計画によりますと、40歳から74歳の3分の1に当たる約24万4,000人ということになっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、糖尿病を早期発見し、早期に治療することのメリットについて、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 糖尿病を早期に発見することにより、血糖を正常にコントロールすることで、後々起こす、その血管の障害、腎臓や神経、目といったようなものの合併症の予防ができるというようなことで、健康寿命の延伸ができ、生涯ずっと健康に過ごせる、そういった効果が期待できるということでございます。

○17番（荒幡伸一君） そうですね、私もそう思います。

次の質問ともつながるのですが、隠れ糖尿病について、定期的な血液検査等により、早期発見することが重要であると御答弁をいただきましたが、血液検査は1年に1回の健康診査だけで十分であるとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在、大人の方の基本健診につきましては、健康増進法等に基づき、年1回という形となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、血糖値に関しては、そのときの食事の状況や生活の状況によって違いが出てまいります。ヘモグロビンA1cの値を定期的に検査していく必要があると私は思いますが、ヘモグロビンA1cについて教えてください。また判定区分と促進健康法に基づいた成人健康診査の結果についてもお願いできますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） ヘモグロビンA1cについての御説明でございますけれども、これは採血前の一、二カ月前の血糖値の平均的な状態を反映する指標となる検査となっております。こちらの値についての区分でございますけれども、要注意というような値が5.6から6.4という値でございます。また糖尿病の診断の基準となるような値が6.5以上という形となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、糖尿病の合併症についてであります。今説明していただいたヘモグロビンA1cの数値が7%を超えた状態が続くと、合併症があらわれるリスクが高いというふうに言われておりますが、糖尿病を重症化させない対策についてはどのようなものがありますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 糖尿病を重症化させない対策についてでございますけれども、先ほど御説明しましたヘモグロビンA1cの基準値により、特定保健指導といったようなものをする事となっております。市におきましても、健康課や保険年金課において、その値になった方に関して保健指導をし、定期的な日常生活習慣の改善等、指導しているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

糖尿病が重症化し、さらに合併症等で生活の質が低下してしまう市民を減らすよう、早期発見と早期治療の推進をお願いいたします。

それでは、地域医療連携プロジェクト、糖尿病診断アクセス革命についてでございますが、足立区が先進的に進めている事業ですが、糖尿病対策に力を入れている趣旨について、紹介をこれからさせていただきます。

平成25年度の健康あだち21（第二次）行動計画、策定の際に、過去10年間の足立区民の健康状態や健康に対する意識を改めて精査したところ、以下のような実態が浮き彫りになりましたということです。

まず1点目、足立区民、健康保険の医療費では糖尿病、腎不全が毎年上位にある。2点目、糖尿病の1人当たりの医療費が23区で最も多い。3点目、糖尿病の腎透析に至る割合が特別区、東京都を上回っている。4点目、健康無関心層が少なからず存在し、糖尿病が重症化するまで放置する傾向がある。

そこで、今後10年間は糖尿病対策に重点を絞って施策を重層的に推進し、区民の生活の質を向上させるとともに、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指していくことといたしました。その方針や具体的事業を取りまとめたものが、この糖尿病対策アクションプランでございます。糖尿病は、高血圧や腎不全など多くの合併症を引き起こし、長期治療や介護の主要因ともなっています。これに伴う医療費等の増加は、多額の財務負担を伴い、区政を圧迫するばかりか区民の生活の質も低下させてしまいます。今後、持続可能な自治体運営を進めていくためにも、糖尿病対策は待ったなしです。足立区に住んでいれば、自然と健康になる。このアクションプランに掲げた取り組みを庁内外の連携を図りながら進めることで、区民の健康寿命延伸を実現させ、ボルトネック課題である健康を区の弱みから強みに変えていきますということでございます。

当市においても、当てはまる部分が多いかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから御紹介いただきました足立区の事例でございますけれども、足立区につきましては、23区の中で糖尿病を主傷病としたレセプト1,000件当たりの件数が48.29件ということで、一番、23区の中で糖尿病が多かったというようなことでございます。また1人当たりの医療費につきましても、23区内で上から数えて2番目というような状況を踏まえて、糖尿病に重点を絞った施策を重層的に推進するため10年間の方針を立てて、アクションプランということで取りまとめたというようなことでございます。当市といたしましては、足立区が23区の中でも非常に多いというような状況でございますけれども、市といたしましては、平成25年度から国民健康保険のほうの事業で、レセプトデータを活用いたしました医療費分析ということで、糖尿病の重症化予防プログラムを開始しているところでございますので、そういったところの効果等も検証しながら進めてまいりたいということで、現在考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、重症化にならないように、当市も考えていただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、検体測定室についてでございますけれども、これはあくまでもスクリーニング検査のための検体測定室の必要性和運営における注意点について、ございましたらお伺いをさせていただきます。

○健康課長（志村明子君） 検体測定室につきましては、厚生労働省のほうガイドラインのほうを策定し、またホームページ上においても、その運営についての注意点のほうを掲載されております。それによりますと、こちらのほうは血液を扱うということで、不適切な取り扱いによる感染等を防止するために、衛生管理等を重

視するよにということ。また、2点目は健康意識の醸成や健康保持の一助とするために、基本的な特定健診の受診率や医療機関の受診を重視し、受診の勧奨を励行すること等が掲載されております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

現在、当市においても検体測定室を開設している薬局もございます。また、先ほど御紹介させていただきました足立区では、11月12、13日と本庁舎1階のアトリウムで無料測定会を行ったそうでございます。また北海道の網走市などが主催する健康まつりでも、会場にコーナーが設けられ、38人が測定し、測定に使用する専用キットの在庫がなくなった後も希望者が訪れたということでございます。本来、常設して週に何日か開設するのが望ましいところではございますが、当市においても健康のつどいなどの会場にコーナーを設けるというのは、お考えはございますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず当市内の薬局で、検体測定室があるというのは、インターネットで検索したところ1カ所のみということでございます。今議員のほうからイベント、例えば健康のつどいなどでの活用、検体測定室というものの活用ができないかということでございますが、先ほど課長のほうから御答弁させていただきましたけれども、やはり血液を少し自分で指先でとって、御自分でそれをまず採血、採取していただいて測定をするというものでございますので、不適切な取り扱いでその感染がふえたりとか、そういったことをやはり予防しなければいけませんし、ある一定のやはりエリアみたいな形で行わなければいけなかったり、あとはやはり機器の持ち運び等の問題もあるというようなことでございますので、そういったなかなかイベントで、市が主催したところでやるというのは、ちょっとなかなか今の現状では、当市においては難しいかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そういったイベントで難しいというのは承知をいたしました。では、常設でやるというのはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、先ほどから御答弁させていただいておりますけれども、御本人の健康意識の醸成とか医療機関の受診の動機づけを高める観点からの自己健康管理の一助となるサービスということで、この検体測定室というのは捉えてるところでございます。医師による正式な医学的判断とか診断、それから必要な保健指導等が行われるものではないということでございますので、まずは先ほど御答弁させていただきましたとおり、市といたしましては糖尿病の重症化予防プログラムも開始したところでございますし、そういった効果等の検証をしながら保健指導、健康課などで行っております保健指導をしたり、それから早期発見の重要性など、さらに市民の方に知っていただくような形で啓発等を進めながら、まずはそういったところでの予防や改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。

ただ、この血液の検査は、あくまでもスクリーニング検査でございますので、医師がどうのこうののではなくて、その値が高いか、それなのか正常なのかということ調べて、高ければ医療機関を案内するというだけでもいいのかなというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 検体測定室で測定されたものを御自分で判断されて、そういった状況でちゃんと医

療機関につながるということであれば、それは大変いいことかなというふうには考えております。ただ、そこにきちんとどなたかが介在して、そういったことを助言していただいたりとか、そういったことは必要になるのかなというふうには思います。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。私も、誰かが助言しなければいけないというふうには思っております。

それでは、市内の糖尿病の医療の提供状況について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） それでは、市内の糖尿病に関する医療提供状況についてでございます。当市において糖尿病の治療や、また患者教育等を行って医療機関の数は、まずインスリン療法の導入を行っている医療機関が5カ所、糖尿病合併症に対する継続的な管理を行っているところが4カ所。また、食事や運動療法、自己血糖測定等の患者教育を行っているところが7カ所ということになってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、最後に今後の課題といたしまして、確認をさせていただきます。検査をした際の使用済専用キットなど、血液が付着したような医療廃棄物の処理の仕方と廃棄処理にかかる経費について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 血液を採取する際の針等の医療廃棄物の処理についてでございますけども、こちらのほうは廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、感染性廃棄物という形で区分されます。そのため、専用のバイオハザードの表示がされている密閉できる容器において取り扱い、また収集し、処理することにおいても、法律の基準を満たし、許可を受けているところがするという形になってございます。健康課におきましては、その基準を満たしております処理の事業者に委託して処理を行っております。平成26年度におきましては、50リットルの容器での処理を1つの単位としまして、1件当たり5,400円という形で処理の委託のほう、行っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

これ、ちなみになんですけども、簡易血液分析装置の標準価格は4万9,800円でございます。5年リースだと月額1万円、レンタル3日で5万円です。ぜひ前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いをいたします。

では、次の子育て支援について質問をさせていただきます。

先ほども壇上で話をさせていただきましたが、今回、なぜ電子版母子手帳のサービスを取り上げたかと申しますと、子育て世代のお母様方から、子供の予防接種は種類が多く、対象年齢や間隔も複雑でスケジュール管理をするのが大変というような声が多く寄せられたことで、取り上げさせていただきました。先ほどの市長の御答弁に、子育てと観光を一体化したアプリケーションの作成に取り組んでいるとのことでしたが、現在取り組んでいるアプリの具体的な内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在作成中のアプリについて、子育ての部分について、内容について御説明申し上げます。

子育て部分に関しては、ゼロ歳児から未就学児の保護者向けに、行政情報のコミュニケーションツールとし

て、利用者の方が情報を集めたり、また逆に利用者の方が情報を発信するなど、使っていただける方が楽しんで育児に対しての役に立つようなものを、情報をすぐに取り出せるような仕様といたしました。具体的なスケジュールの管理といたしましては、個別のプッシュ通知により予防接種のスケジュール管理を行ったり、また予防接種の履歴が記録できるようにしたり、またそのほか子育てに関連する実施事業を進捗情報、またはお知らせするような形での掲載を仕様として考えております。また情報関係といたしましては、地域の子育て情報や医療機関の情報、休日急患診療所や祝日歯科の診療の情報、また感染症などがはやっったときにも、そういった進捗な情報をいち早く、タイムリーにお知らせできるようなものという形で考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 予防接種スケジュール管理も取り組んでいるということで、大変に素晴らしいなというふうに思います。

では、作成の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在までの作成の進捗状況についてでございますけれども、この子育てと観光を一体化したアプリケーションにつきましては、地域の特性に合ったものとするために、また将来的にも継続して使っていただくために、ワークショップのほうをしながら作成のほう、進める形としております。現在のところ2回目までワークショップのほうを終了したところでございます。1回目は、地域の特性について参加者の方と確認し合っ、どんなものが必要なものかという形でのグループワークを行いました。2回目のワークショップにつきましては、1回目に出た意見をカテゴリーに区分して、また実際、参加者の方が使っているアプリケーションやSNSなどを列挙して、アプリのデータベースの組み込みの基盤となるようなものを、ものど場所と時間をつなげるような具体的な項目のほうを抽出するグループワークを行ったところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 今後のスケジュールについてでございますけれども、3回目のワークショップが最後になります。そのワークショップは今月中に予定しておりますけれども、そこではプロット版というほぼ完成度に近いものを事業者のほうで提示しまして、実際開いたときのトップページ、またプッシュ通知の配信の確認、表示されるものの位置だとか、そういった実際の使い勝手においてどうなのかといったものを確認する予定のグループワークを行うことにしております。その後、試験的な配信を行いまして、最終的な改良を修正した後に、正式に配信を開始する予定となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、来年度以降の予定と、今後必要に応じてアプリをふやしていく予定があるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 来年度以降の予定についてでございますけれども、今後、正式な配信をした後に、ダウンロードの数やアクセス件数等、実際データの把握をしながら、事業者のほうで作成した操作マニュアル等に基づきながら、日常的な運営の管理を行う予定としております。特にアプリケーションをふやすかどうかにつきましては、そのOSとって使う機種がバージョンアップしたときに、この子育てアプリも、それに連動するようなバージョンアップのほうは予定しておりますけれども、具体的なダウンロードできるアプリケーションのほかに内容については、今のところ検討してございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。

では、千葉県柏市が先進的に実施をしておりますが、他市の子育てアプリの内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 他市の子育てアプリについての状況でございますけれども、今現在把握しているところが、世田谷区が「子育て応援アプリ」という名称で、イベントの情報やお知らせ通知機能、また保育施設の検索や空き情報について、情報のほうを発信できる内容としているということでございます。また、新宿区におきましては、「子育てバリアフリーマップ」という名前で、当初は子育てで出かける場所をふやすという目的で、子連れ店の歓迎するお店の情報を中心に配信を進め、今年度からは予防接種や健診についての通知機能を追加して配信しているということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、個人情報の観点からお伺いいたします。

他市の事業を確認いたしますと、アプリの登録に関しては、個人が特定できないようにニックネームなどで登録をしているようですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） アプリを使うに当たっての個人情報の管理ですけれども、議員が御説明いただいたように、本市の場合もお子さんの生年月日や住んでる地区ぐらいで、個人情報がそれ以上特定されないような形で登録して使用していただくようなことを想定し、進めているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、最後に、これは理想形なのですが、この子育てアプリを展開していただいて、妊娠中から高齢期まで一生涯の健康づくりをサポートするような、健康管理機能を付加し、健康手帳として活用できたらいいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員がおっしゃったような形で、全てライフステージに応じた形のそういったものができれば、本当に望ましいというふうには考えております。ただ、現在、母子手帳や健康手帳などにつきましては、法令等に基づきまして記載の様式等、記録の内容等も決まっております。また正式なものについては、まだアナログ方式というんですか、紙媒体でございますので、一部電子化しているような自治体もあるようですが、それはあくまでも紙媒体を補完するような形で、電子的な記録で現在、あくまでも個人記録というような形の利用に限定されてるものでございます。

現在、平成27年の11月に総務省がクラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会報告書というものを公表しております。この中で国民一人一人の健康寿命を延ばすための保健医療情報の利活用の仕組みというのが掲げられております。この中で、今後スマートフォン契約者も伸びるといようなこともございますので、そういった今、アナログ方式で行われている健康手帳や母子手帳なども、電子化への検証がさらに進んでいくというように、国のほうもこれからそういったところで進めていくというように報告がなされております。市といたしましても、このような情報収集に努めながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きに御検討していただいて、いち早く採用して

いただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目の認知症患者の行方不明防止についてでございます。

I C Tを活用した見守り事業についてでございますが、現在、市が行っているG P S端末機器対応事業の利用者負担額と現在の利用者数について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） G P S端末機の利用者負担額と利用者数でございますけれども、G P Sの端末機器の貸与の金額でございますが、月額500円ということになってございます。また、仮に徘徊をした場合に、貸与の事業者から居場所を教えてもらうサービスがございます。電話によるものが1回当たり200円、インターネットで探すものが1,000円ということになってございますけれども、月2回までは無料という扱いになっているとでございます。

なお、利用者数につきましては、26年度末現在で3名、今現在は2名という状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 利用者数についてですが、随分と少ないように感じますが、その要因についてわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 利用者数が伸びないという要因でございますけれども、徘徊される方がなかなか機器を持って出ないということがございます。何も持たないで出ると。家から何も持たないで出るということが多いということでございます。相談の際に、機器といいますのは、たばこの箱ぐらいの大きさなんですけれども、こういうものを持ってないと探せないということを言いますと、そういうことであると難しいかなというところがございます。その辺が要因というふうに考えてございます。

なお、済みません、私、先ほどの発言の中で、インターネットによるものが1回1,000円と申しましたが、100円の誤りですので、訂正をお願いいたします。こちら月1回ですね、月2回までは無料ということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、当市におきまして、現在までに行方不明になられた方は何名いらっしゃいますか。そして今現在、見つかっていらっしゃらない方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行方不明になった方の数でございますけれども、申しわけございません、把握はし切れてないという状況でございます。ただ、市のほうに御相談があつて、いわゆる市の防災行政無線というもので、こういう方が行方不明になっていますという放送を流しておりますけれども、その数字が、平成26年度で5件ございました。27年度については、行方不明の方は現在までで1件ということでございます。

なお、見つからない方というのは、現状として把握していないというところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、ありがとうございました。

それでは、他自治体の取り組みについてであります。先ほどの市長の御答弁に、当市を含め多摩の24市が同様の事業を行っているとのことでしたが、ほかに検討したことのあるようなI C Tを活用した見守り事業がありましたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） これまで検討したものでございますけれども、靴底にG P S機器が装着されたものがあるという情報を得ましたので、これは検討したことはございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどのGPS機能のついた端末機と同じで、せっかく靴底にGPSの機器が装着されていても、必ずその靴を履いて外出するとは限りませんので、費用対効果を考えても余りお勧めできるものではないように思います。

それでは、当市で貸与しているGPS端末機器を利用者が保持できない理由について、先ほどと同じような答弁になるかと思いますが、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 申しわけございません。先ほどと重複すると思いますが、徘徊するという方は何も持たないで自宅を出て徘徊されるという行動が多いということでございますので、その端末機器を持って出るということがないと、少ないということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、今後の取り組みや課題についてであります。利用者がGPS端末機器を保持できなかった場合、現在どのような対策がとられておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 他の方法ということでございますけれども、1つには、福祉部の中の障害福祉課が行ってるヘルプカード、こういうカードでございますけれども、そういうものは障害のある方だけでなく、認知症の方にも御使用、対象にしてございますので、そういうものを持って、仮に徘徊されているような場合には、それで発見、情報提供していただくということでございます。それと、間接的な見守りとしたしましては、高齢者の見守りのネットワーク、大きな和ということもございまして、そういう中で連絡をしていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） そうですね。ヘルプカードをふだんから身につけていけば、有効であるかなというふうに思われますが、新たな見守りシステムの取り組みについて、ちょっと御紹介をさせていただきます。

介護認定を受けた認知症患者が1万9,600人ほど在住する大阪府の東大阪市の取り組みですが、社会福祉協議会が中心となり、認知症高齢者が行方不明になった際に、捜査依頼メールを流す、SOSオレンジネットワークを構築し、体制の強化を進めてきたということです。そうした中で、ことし5月、80代の認知症男性が行方不明に、家族が行方不明届を提出しようと考えていたやさき、道に迷っていた男性に通行人が声をかけ、警察に連絡、無事に保護されたということです。このとき、男性の身元確認の決め手になったのが、上着の裾についていた「見守りトライくんシール」というものだったそうです。シールは、2月から同ネットワークの登録世帯に配布されていて、縦2.5センチ、横4センチで、市のキャラクタートライくんとQRコードが印刷されており、個人の登録番号を書き込んだ上で、衣類や靴などに張りつけ、携帯電話やスマートフォンなどでQRコードを読み取ると、同ネットワーク事務局の連絡先が表示されるというものだそうです。同市地域包括ケア推進課の担当者は、今回の事例について、行方不明届が警察に出される前に発見されて本当によかったと振り返るとともに、シールの登録者はまだそれでも200人いらっしゃるそうです。200人程度、まずは登録者をふやしていきたいということで活用を呼びかけているということです。

また、山形県の酒田市では、これは実証実験なんですけども、同市は6月から公衆無線、無線LANですね、Wi-Fiや小型機電波発信端末などを組み合わせた見守りシステムの実証実験を展開していると。ほかの市でも、いろいろとニュース等で最近は取り上げられておりますけども、端末はペンダント型や腕時計など4種

類あるそうです。商店や福祉施設など、市内11カ所に受信機を設置し、端末を携行した高齢者が近くを通ると、位置情報を家族にメールする仕組みになっていて、端末の価格は2,000円から5,000円程度だということです。電池1個で1年程度は稼働し、維持費もGPS方式よりも格段に安いということでございます。

当市でも検討の余地があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今議員のほうからいろいろ、他市状況等もお伺いしたところでございます。先ほど市長が答弁さしていただきましたけれども、こういう機器ですとか、情報のあり方というのは、日々進歩しているものというふうに考えてございますので、今後につきましても情報収集に努めて、取り組みなどの研究をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。低コストで利用できるシステムでございますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

4番、防災対策についてでございます。

災害に負けない安全なまちづくりについて、当市の取り組みや現状についてでございますが、東大和市地域防災計画に、東大和市を安心して住めるまちにするためには、都市構造そのものの耐震性、耐火性を高めることが基本となる。そのためには、住宅密集地域の再整備、建築物の耐震不燃化、道路の拡幅整備、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進することが必要である。しかし、市全域にわたってこれらの施策を展開するには、長い期間と膨大な経費が必要であることから、必要性、緊急性の高い地域から、その地域特性を踏まえた手法で継続的に防災都市づくりを推進していく必要があるというふうに書かれてございます。現在具体的にはどのような取り組みがなされてるのか、教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今御紹介いただきました地域防災計画の中でも記載してございますが、震災に対する減災目標を市のほうでは定めてございます。目標達成するための施策ということで、市民と事業者と協力して対策を推進しているということでございます。具体的な施策の内容でございますが、3つの目標を挙げてございます。1つ目としましては、死者の半減でございます。2つ目は、住宅地からの避難者の3割減でございます。3つ目は、外出者の早期帰宅でございます。このうち特に2つ目の被災者の3割減ということは、市長のほうから御答弁いただきましたが、まず建物の耐震化、耐震不燃化ということに取り組んでいくということで、耐震改修の促進計画の促進を図るとしてございます。住宅の耐震化率については、平成32年度までに95%以上を目標としてございます。耐震化については以上でございます。あと、それに次ぎまして、出火防止策とか初期消火体制の充実等を考えてございます。また、消防団のほうの自主防災組織の強化も図りまして、救出救助体制の強化ということも考えてございまして、これらの施策を通じまして3割減の目標を達成しようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどは3つの目標ということで話をいただきました。

では、ブロック塀診断調査について、移りますけども、今までにこのブロック塀診断調査というのはしたことがございますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ブロック塀につきましては、基本的には私有財産でございますので、当市におきましては診断したことはございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 何の対策もとらず、地震が起きてブロック塀が倒壊したら、家の外に逃げた家族や近所の子供さん、お年寄りがその下敷きになるおそれがあるかもしれません。また被害が発生すると、そのブロック塀等を所有、占有、管理されている方にも責任が発生をいたします。地震は予知できるだけではどうしようもなく、事前の対策が何よりも重要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど基本的には私有財産というお話させていただきましたが、所有者が責任を持っていただくということは認識しているところでございますが、新しく設置する場合には、建築基準法等で指導を強化していただくこととなりますので、既存のブロック塀についてでございますが、市内のブロック塀というのは非常に数多くございますので、それを全部外見から危険かどうかを判定するのは非常に困難であるというふうに考えてございます。これにつきましては、所有者に対して安全性をしっかりと確保してもらうということを周知していくということが必要であると考えてございます。もし倒壊により、被害者が出た場合については、その責任は所有者にかかるということとなりますので、市民の皆様には機会を捉えて周知していくことが大切であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ周知をしていただければと思います。

先日、ブロック塀診断士という資格をお持ちの方から話を伺う機会がございました。ブロック塀、1つの重さが10キロあるそうでございます。また、既設ブロック塀に関しては、鉄筋が入っていなかったり、基礎としての土面、土の面への埋め込みが浅くて、ただ置いてあるだけという状況のものも多いということでございました。この塀が倒れてきたら大事故になるのは間違いのないわけでありまして。そこで、通学路や緊急車両が通る道路だけでも、早急にブロック塀診断調査をするべきだと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 通学路等、診断したらどうかということでございますが、ブロック塀については、先ほど申し上げました建築基準法で鉄筋が入っているとか、重量や重みが必要であるとか、外見からそれが入っているかどうかは判別しがたい部分も、状況もございます。また、それが本当に危険かどうかを判断するのは、やはり困難でございますので、毎年、市のほうでは実施してございます防災モデル地区事業おきまして図上訓練等を実施してございます。そういったときに、地域の方が危険箇所を、災害の危険要因ということでございますが、市民の方自身で、自分たちで地域について把握していただくということもやっているとございまして、まず地域にお住まいの方が自分たちのまちの危険箇所を把握していただくということが重要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどのブロック塀診断士の方の話を伺って、今御答弁でなかなか見て難しいというふうなお話でしたけども、プロが見るとわかるそうでございますので、ぜひそういう人を利用して調査をしていただければというふうに思います。

では、次に他自治体の取り組みについてでございますが、宮城県、静岡県、広島県、福岡県が積極的に取り組んでおりますが、中でも静岡県では、今そういった取り組みがかなり進んでいるということでございます。そして先ほども話に出ましたけども、杉並区においても平成20年度から平成23年度まで4年間調査を行ったということですが、その点について、済みません、もう一度お願いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） ただいま杉並区のほうのお話ございましたが、ブロック塀等につきましての撤去と接道部緑地化助成というのがございまして、そちらのほうを実施してるということで、1件当たり上限を50万円というようなことで助成をしているということを聞いてございます。いずれの助成も、なかなかその生け垣等、あと植え込みの造成とか、そういうものに変更をする場合についての助成金が出るわけでございますが、なかなか進んでないというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

現在、ブロック塀等の倒壊による災害を防止し、安全を確保するためブロック塀等の耐震改修や撤去工事を実施した場合ですけれども、これに関しては当市は補助金は交付されますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 当市におきましては、助成制度というのはございません。基本的には私有財産でございますので、所有者自身の責任におきまして確認していただくということと、また簡易診断につきましても、所有者の責任におきまして実施をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 承知いたしました。

ちなみになんですけれども、先ほどお話いただきました杉並区が調査した対象ですけれども、これは通学路や避難路沿いに高さ1.2メートル以上の塀や擁壁があるお宅を対象としたということでございました。ぜひ当市においても、ちゃんとしたブロック塀診断士に調査をしていただき、安心安全なまちを構築していただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

では、③番、気候変動による降雨災害についてでございますけれども、ア、斜面崩壊による土砂流出や落石に対する予防策の現状や取り組みについてですが、危険箇所が先ほど市内に8カ所あるということでございましたが、現在の状況について再度教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在の急傾斜地の崩壊危険区域でございますが、8カ所というふうにお話しさせていただきましたが、そのほとんどが多摩湖の南側に面した山林の傾斜地、斜面となっております。芋窪地域に2カ所、蔵敷地域に1カ所、奈良橋・湖畔地域に2カ所、狭山地域に2カ所、清水地域に1カ所の合計8カ所となっております。そのほとんどが東京都の用地や民地でございますが、現在の状況では擁壁が築かれて堅固なものになってるというふうに現地を確認してございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

フォレストベンチ工法のことでございますけれども、棚田をモデルとしたフォレストベンチ工法でございますが、実際に日野市で施行された現場を見てまいりました。なかなか言葉で説明するのは難しい工法であります

けども、印象といたしましてはとにかく景観が美しく、この場所が崖で降雨災害を何度も起こしていた現場だとは思えないほどの場所でした。水害により斜面が崩れる際にかかる圧力は、水圧が6割、土圧、土の圧ですね——が4割であるそうです。このフォレストベンチ工法を施すと水は緩やかに浸水し、土は残るため水圧がなくなるということです。圧力が6割も減るということでございます。柵田をイメージしてしまうと、当市で取り組む場所がなかなかないのかもしれませんが、取り組むような場所というのはありますでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在、急傾斜地、指定されてる部分が8カ所というお話させていただきましたが、こちらについては先ほど申しあげました急傾斜地の傾斜度が30度以上ある、また高さが5メートル以上ということで、現状では30度以上ありまして、高さが10メートルから15メートルございます。その下のほうが5メートルから8メートル、擁壁がしっかり築かれてございますので、現在のところはなかなかフォレストベンチ工法を取り入れてというところを、設置というのはなかなか難しいのかなというようなことを考えてございます。柵田の工法については、非常に議員さんがおっしゃられました自然にマッチした水を通すというような工法で、費用もかからないというお話でございますので、今後もしそういう機会があれば、そちらのほうも研究したいというふうに考えてございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

これは提案なんですけども、湖畔集会所横の緑地なんですけども、大雨が降ると土が道路に流れ込んで、掃除をするのが大変だというような声をいただいております。そこで、このフォレストベンチ工法を用いて、柵田風にこうするのでは無理がありますので、道路に面した下の部分の1段だけ施行するか、透水衝立工法で低い柵を建てるなど、フォレストベンチ研究会の専門家に意見を求めてみたらいかがかと思ひますけども、どうでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 湖畔集会所の西、湖畔第二緑地ということだと思います。確かに今議員さんのお話があったとおり、激しい雨が降った場合に、若干そういうふうな状況が出るということは私どもも承知はしてございます。現在までにフォレストベンチ工法またはあそこにおける対策等に関しまして、具体的な検討等も行っておりません。地域の皆様の御意見等も伺いながら、研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きに御検討していただければと思います。

これから注目されるフォレストベンチ工法でありますので、災害に強いまちづくりのため、ぜひ前向きに検討していただくことを要望し、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、下水道総合計画及び下水道事業経営健全化計画についてです。

東大和市下水道総合計画及び東大和市下水道事業経営健全化計画について、現状と課題を伺います。この間

は、来年度からの下水道料金の見直しも含めた財政状況についての御説明などもありましたので、これに関連した資料をもとにお話を伺ってまいりたいというふうに思います。

次に、大項目の2では、マイナンバーの通知と取り扱いについてです。

マイナンバーの通知カードの送付が始まりました。

①通知状況と課題について伺います。

②として、各種手続の際のマイナンバーの取り扱いについて伺います。

次に、大項目の3では、更生保護施策について伺います。

市の更生保護施策について現状と課題をお伺いします。

大項目の4では、いわゆる「杭うちデータ偽装事件」の影響についてです。

杭打ちデータ偽装事件の発覚により、市民からは市内の公共施設等への影響があるのではないかという不安の声も聞かれます。現状と課題についてお伺いします。

次に、大項目の5では、トウキョウサンショウウオの保護について伺います。

市内に生息する絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオの保護についての現状と課題について伺います。

特に村山上貯水池堰堤上の通路の整備に係る周辺環境への影響評価などがどのように行われているのかということについて、お伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市下水道総合計画及び東大和市下水道事業経営健全化計画についてであります。平成23年3月に策定いたしました下水道総合計画は、おおむね30年後の当市の下水道の姿を見据え、施設整備、維持管理、安全対策及び経営健全化に関する施策の方向性等をまとめたものであります。また、東大和市下水道事業経営健全化計画は、国の公債費負担の軽減対策を受けるため、平成22年度から26年度を計画期間として策定したものであります。この計画が国に承認されたため、高利率の公的資金補償金免除繰上償還が可能となったものであります。平成27年度は下水道総合計画に定める短期計画期間の最終年度であり、今後は長期的な視点を持ち、経営基盤の強化などの下水道総合計画に掲げる施策に着実に取り組み、下水道を将来にわたって安定的に経営していくことが重要と考えております。

次に、マイナンバーの通知カードの通知状況と課題についてであります。当市における通知カードの配達状況といたしましては、11月6日に配達を開始し、同月中に不在世帯への対応を含め、市内の全ての世帯への初回の配達完了しております。通知カードの送付に関する課題であります。配達時に不在の場合、郵便局にとめ置き後、引き取りがなければ通知カードは市役所に返戻されますが、市においてこれらの返戻分を一定の期間内にいかに正確に該当世帯に交付するかが課題であると考えております。

次に、各種手続の際のマイナンバーの取り扱いについてであります。社会保障、税、災害対策に関する分野の事務で、いわゆるマイナンバー法に定められた事務及びこの市議会定例会に御提案申し上げております東大和市における個人番号の利用等に関する条例で規定する事務におきましては、平成28年1月1日から順次、申請書等にマイナンバーの記載をしていただくこととなります。マイナンバーが記載された申請書等の受け付けを行います市の窓口におきましては、成り済まし防止のため、マイナンバーの確認と身元の確認の本人確認

をさせていただくことになっております。

次に、更生保護施策についての現状と課題についてであります。市の現状につきましては、法務省の主唱によります全国規模の「社会を明るくする運動」を推進しており、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、保護司の皆様を初め、関係諸団体の御協力をいただいております。課題といたしましては、この運動をさらに広げるため、社会全体で犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築いていこうという意識の高まりが必要であると考えております。

次に、民間企業のくい工事で、データ転用及び一部欠落が発覚した問題に関連する公共施設等の影響についてであります。今回の問題は建物を支えるくい施工が適正でないという重大な事情であると認識しております。市の公共施設について調査しましたところ、過去10年間で第二小学校の校舎増築工事と中央公民館耐震補強工事において、くい工事を実施しておりますが、工事監理や検査において適正に施工され、安全であることを確認しております。そのほかの公共施設につきましては、設計図書等により適切な施工が確認されているものと認識しております。

次に、村山上貯水池堰堤上の通路の整備に係る周辺環境への影響評価についてであります。本工事を実施するのは東京都水道局でありますことから、水道局に確認しましたところ、堤体強化工事に伴う貯水池周辺の自然環境や生活環境への影響を把握し、必要な保全対策の検討を行うため、工事に先駆けて現在環境影響調査を実施しているとのことでありました。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず下水道総合計画等のことになりますが、ことしの9月に東大和市下水道使用料審議会によって、下水道総合計画と下水道事業経営健全化計画に基づいた使用料の改定などが、答申が示されました。11月5日には、議員全員協議会で「下水道事業の財政状況について」と題して説明がありました。20日から30日にかけては、昼夜11回の市民説明会が開かれました。私は20日の回しか参加ができなかったんですけども、初日の金曜日の晩ということもあったせいだと思うんですが、参加をされたのは私を除きますと市民お一人という状況でした。

その方は、いろいろ御意見をなさってましたけども、市報には「下水道財政説明会を開催」との表題で、下水道事業の財政状況や下水道使用料審議会からの答申内容について説明するだけ書かれていた。家庭ごみ有料化のときには、はっきりと値上げがあることを示したので、市民も関心を持って説明会に参加をしていた。しかし、今回は大幅値上げ案が含まれているのに、それを隠した表現で市報に掲載していたというのはどういうことなのか、もう周知の機会もないまま、あと10回、同じことを繰り返すのかと、こういう厳しい御指摘がありました。この11回の市民説明会の参加の状況について、まずは教えていただきたいというふうに思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 市民説明会の人数でございますが、11月20日から30日まで合計11回開催いたしました。参加人数は合計で31人でありました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先ほどの他の議員からのお話の中でも、やはり別の会で参加が少なかったというようなお話もありましたので、大体同じような感じなのかなというふうに思っていました。平均すると1回の会議に

3人ぐらいお見えになったと。別に3人だからいけないということでは決してないわけですが、丁寧に説明していただければ、それは大事なことだなどというふうには思っております。しかし、多くの方に重要な提案が知られる機会を、せっかく11回行ったのに得られなかったというのは、これは残念なことだなどというふうには思っております。

参加をされたその31の方からは、どういった御意見、御質問などがあつたかも、幾つかかいつまんで御紹介いただければというふうには思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 参加された方からの主な意見でございますが、市民説明会の周知内容ではわからないことや、これまで何もしてこなかったのか、料金改定率が高いのではないかと、このままの状況でも経費回収率が上昇するので改定の必要性があるのか。また、将来の整備に必要な投資額が示されていない、料金改定の説明のほうがわかりやすいのではないかとというような意見が出てまいりました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この答申の中では、事業運営に対する附帯意見をつけて、決して低くない改定率の中での改定に当たって、市民への丁寧な説明をし、理解を求めるとされています。そうしなければ、市民にはこの提案はなかなか受け入れられない、そういう厳しさを持った提案、改定案なんだというふうに取り取れるわけですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道使用料審議会では、公営企業として健全な経営を目指すため、急激な負担を避けても決して低くない改定率での改定が必要としたもので、下水道が社会活動に貢献していることなど含め、説明が大切としたものであります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、いただいた資料などをもとに、少し伺っていきいたいというふうに思うんです。それでは、この資料の中で、「下水道事業の現状」というところに関連してお伺いしたいと思うんですが、当市の下水道事業は、昭和51年に事業を開始して、60年に供用開始、事業は後発ながら平たんな地形を生かして短期に整備を進めて、平成15年度には下水道普及率は99.8%まで至っています。

お伺いしますが、今後、大型マンションの開発や都営団地等の整備が進むことで、利用世帯増による使用料の収入の伸びや経費回収率の向上というものが期待できるような条件があるのかどうか、どのように見られているか伺います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 将来の人口推計により、平成32年ごろまでは有収水量のわずかな増加が見られますが、その後は人口減少や節水意識が高まる中、節水機能が充実した設備の導入が進んでいることなどから、減少するというふうに推測されております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この中では新たな提案として、排出量区分ですね、排出量区分を8から9区分に、また基本排出量、これは基本料金部分を決めると言ったらいいんですか——を10立米から8立米に変えるという御提案になっているわけですが、これはなぜなのか。また、どういった数字の根拠があるのかということをお伺いします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 水の使用実態や現在の東京都及び多摩数市の状況を勘案したものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これもちょっと私は全部は見られなかったんですが、東京都ですか、国土交通省なんか

も常々、1人どれぐらいの水を使っているのかということを経営者として、この中で過去には10立米というのが平均的な、お一人が使う水量なんだろうというふうに見立てて、これを基本料金の基礎にしていると、そんなようなことが書いてあったんで、当時はそういう数字だったけれども、今改めて見直すと、これ8立米が妥当だろうと、こういうようなことで決められたのかなというふうに拝察するわけでありまして。

今回12年ぶりの改定ということなんですが、12年前の前回の改定の際に基本排出量を10立米に決めたのも、これも同じ根拠だということでは理解してよろしいですか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 前回改定をしたのは、平成12年ということですので、15年前ということでお答えさせていただきますが、平成12年の改定では、そのときの料金体系を踏襲するとの考えで、料率のみの改定をしておりました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 失礼しました。15年ぶりですね。

経費回収率100%を目標水準にする視点が大切であるが、この改定率41%での単年度の実施は急激な負担増となるとして、36年ごろをめどに23区・多摩26市の状況を考慮して、平均20から30%にする使用料の改定率が必要とされるというようなことになってはいますが、これを行わないと今後の施設更新ができなくなるということになるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 下水道は污水整備に限って申し上げますと、污水の収集処理、それから高度処理等、機能の拡充を図りながら公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全に貢献してきております。今回の改定は、下水道の経営基盤の強化を図り、公営企業としての自立性を高め、今後のサービスを適切に行っていくための必要な経営改善の一つとして、料金水準の適正化を図るといったものでございます。そのようなことを理解していただくために、説明会等をしてきております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

そうしますと、この改定は、以後の施設更新というよりも、その前段の経営体制を改善すると言った方がいいですね、改善するための公営企業化のための準備のための料金改定なんだと、そういう位置づけだったということが、これでわかりました。

そして、厳しい財政状況というようなお話も、この中では見出しで出てきますけれども、一般会計から基準外繰入金4億3,950万円を補てんしているというふうになっています。この基準外というのは、本来望ましくない誤った支出という意味なのではないでしょうか。ここで言う厳しいというのは、どういうことを指しているのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 望ましくないことが、イコール誤っているということではないと思いますが、今回のこの下水道の改善の第一歩といったところは、独立採算が原則である公営企業にとって、使用料収入で汚水処理費を賄えない状況にあること、それから下水道施設が適正に管理されない場合、排水処理機能の停止や管渠の破損による道路陥没の発生などで日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼすおそれがあり、今後の維持管理に備える必要があることなどを説明し、一般会計からの繰り入れに依存している経営状況を、厳しい財政状況にあるということの説明をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 厳しいということは、下水道会計から見ると必要なものは入ってくるわけですから、そ

れは厳しくないわけですよ。逆に一般会計から見ると、限られた財源の中から下水道会計に投入しなければいけないからそこは厳しいと、こういう話になるわけですね。つまり、一般会計の問題だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

でございますと、今回の資料では、一般会計から見た厳しいということを示す財政資料が添付をされておりました。ですから、ここでは、この説明会や、また全協の資料の中では、この説明はされていないという理解でいいのでしょうか。（尾崎保夫市長「潰れちゃうから出してんじゃん」と呼ぶ）

○都市建設部長（内藤峰雄君） 財政の健全性を維持していくためには、それを強力に進めようとしている市にとりまして、特別会計、地方公営企業ですね、この経営は大きな課題であります。公営企業として独立採算制にほど遠い現在の特別会計の状況を説明し、この状況を少しでも早く一定の水準にしたいということ、一生懸命説明をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私は何も論難をしようというような、そういうつもりは一切ありませんので、今思わず市長からもお声が上がったんですが、ちょっと聞き取れなかったもんですから、ちょっとそこには触れないですけども。私が勝手に言ってるということじゃなくて、初日の私が参加した説明会の中でも参加者の方から、一般会計から下水道会計へ繰り入れを減らす必要がある、経費回収率を引き上げる必要があると原則論をおっしゃっているだけで、その具体的な必要性、緊急性がわかるような資料が全くこの説明会の中では示していただけてないと、こういうふうに問われました。それに対して部長は、私は聞き書きした限りですから若干正確じゃないとおっしゃるところもあるかもしれないけども、公営企業会計を導入しないと将来投資額は示せない。行革大綱に基づき検討するので経費回収率のみを示したと。一斉更新に備え基金の積み立てを今のうちに一定水準に引き上げておく必要がある。資料にはないが、理解をしていただきたいと、大体こういう旨のお話をその場でなさっていたかというふうに思うんですけど、これは大体のところでは合ってますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ほぼそれに沿っているんです。積み立てのところは少し違います。正確な資本費の算定を行うためには、公営企業会計に基づく減価償却費を基礎とすべきというふうに考えております。将来の更新投資を、投資額を示すには、資産台帳を整理し、減価償却等の考えを反映させて、根拠をしっかりとしたものとして示していく必要があるということで説明をさせていただきました。また、将来の更新投資に備えるためには、積み立ても考えていく必要があるだろうということはお話ししました。また、その参加者から、積み立てをする必要もあるんじゃないかというようなお話があったことを受けて答えたものですが、そのためにも現在の経営基盤を一定の水準にする必要があるということで、この改定に理解を求めたものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうしますと、いずれにしてもこの値上げは避けられないから、正確な計算はできないにしても、昔、腰だめの数字なんてことを言った首相がおられましたけども、腰だめの数字で提案をしておくという方向性のお考えを述べたということでもいいですね。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 将来の更新にかかる費用を考慮に加えなくても、見積もらなくても、経営状況は厳しいこと、公営企業としての自立性を高めるための改定に御理解いただきたいということを説明いたしました。経営的に脆弱な場合、適正な維持管理により機能を保持できなくなる可能性があるためでございます。できるだけ早期に、経営基盤強化につながる改善が必要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 指標の見方というのはいろいろあると思うんですけども、例えば今、いみじくもおっしゃられましたけれども、公営企業会計にしないと、その資本費の計算できないから、正確なペイできてるかどうかということは確実にはわからないということになりますよね。実際、例えば国土交通省の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」論点整理」という文書がPDFなんかでも出てるんですけども、これなんか見てみますと、公営企業会計になってることを前提としてのところの話ではありますが、資本費相当が使用料で賄われているというのが今現状だから、極端な値上げって、値上げの話は個別の話になりますけども、大体、今全体としては適正な経営ができていないんじゃないかと、こんなような書き方の話も論者の——この研究会に参加してる方たちの中にはいらっしやってる。それが全体の意見かどうかは別ですけども。

そういうようなことからすると、いずれにしても公営企業会計になってないんだから、資本費の計算できないけれども、今ある数字で値上げの必要を認識しているから、そのことを説明されてきたということになります。それにしても、改定率41%では急激な負担増になるから、これは直ちに実施するというのは容易ではない、実施できないというそういう御提案ですよ。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 下水道使用料審議会の中の議論では、いろいろな方がいましたけれども、市民公募の委員の方からも、この便利な施設といったもの、できてしまえばその恩恵を皆さんが忘れてしまっている。意識しないで使っている状況にあるけれども、今後これが維持されなくなったことを考えれば、やはり一定の負担は必要だろう、すぐにでも一定の水準にする必要があるという御意見もいただいたことはあります。ですけども、全体のまとめとしては、急激に単年度でその水準に上げるといったことは、余りにも現在の使用者に対しての負担増になるということで、こういった長期にわたって維持していく社会資本につきましては、現在の人たちだけで将来のことまでも賄う必要はないと思ってます。将来の人には、将来の分の負担はしていただくことが必要だと思います。ですけども、今の人たちが余り負担をせずに将来にツケを回していいとはいけないものだというふうに考えておりますので、そういったことで収支予測が一定程度でできる平成36年度ぐらいまでの収支の数字を使い、20から30ぐらいといったようなところで検討をしたらどうですかということでの答申をいただいたものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、このいただいている資料の表に戻っていかうかと思うんですが、一月当たりの下水道料金の比較の表をつけていただいています。これでは表の1人から3人世帯のモデル世帯も示しているんですけども、この1人から3人の世帯というのは、市内でいうと大体どれぐらいの方々が占めているものなんでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 資料でお示いたしました1人から3人世帯のモデルにつきましては、おおむね8立米から20立米までの排出量区分に占める割合を指します。平成26年度の世帯件数に対する割合は、約69%を占めている状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今核家族化というか、個族化なんて言われてますから、本当にお一人世帯も多いんです。大体割合でいうと、過去でいうと23年度版の「統計ひがしやまと」でも、1人世帯が3割、2人世帯がやはり3割、3人世帯が2割と、都合7割ということで、ここ最近でも余り変わってないと、こういうことなようですね。そして、今回この層の方々にどれぐらいの影響が出てくるのかということについてもお伺いしたいとい

うふうに思うんですが、ここにはまさしく1人世帯なら現行料金幾らのところ、20%改定をすると幾ら、30%改定をすると幾らというようなことが丁寧に示されているわけであります。この料金、上には20%改定、30%改定ってあるんで、2割増し、3割増しの料金になるかなと思って見ればいいんでしょうけども、これそれぞれ、例えば8立米、16立米、20立米のところ、20%改定案、30%改定案の額を現行料金で割り算すると、これそれぞれどういうふうになりますか。

○下水道課長(佐伯芳幸君) 現在の料金との比較でございますが、20%改定案のところの料金のところで計算しますと、8立米の方は1.21倍、16立米の方では1.34倍、20立米の方では1.27倍となります。また30%改定案の料金で計算しますと、8立米当たりが1.27倍、16立米の方が1.44倍、20立米の方が1.37倍となります。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 看板と違いますね、これはどういうことなんでしょうね。2割上げさしてくださいって書いてあって、8立米のところでは大体いいと思うんですけど、16立米のところに行くとも3割4分上がる。そして20立米のところでも2割7分上がる。そして30%改定の欄を見ると、8立米のところ1.27倍だからいいとして、16立米のところだと1.44倍、そして20立米のところでも1.37倍、2割から3割上げようかと言ってる話なんだけど、実際に示された金額で見ると、2割、3割じゃなくて3割、4割上がっていくと、もっと上がっていくということになるわけです。2人、3人の世帯では、改定案のところがあって、特に違ってるということになるわけですね。これはどういうことなんでしょうね。お答えになられます。

○下水道課長(佐伯芳幸君) これは、この改定率につきましては、平均改定率ということで、20%の場合、30%の場合という形で示してございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) すなわち、大口使用の方のところではこんなに上がってない、平均すると一般家庭の1人、2人、3人、市内では7割を占める世帯の方に、言ってみればツケが回っていると、こういう構造になっているわけであります。これで納得していただけるのかなって、私はとても心配になりましたけども、実額で書いてあると上の看板を素直に見てしまうんで、何か商品の割り引きみたいに定価を高目に設定しておいて、これだけ割り引きしましたからって、でも本当はその定価は余り当てにならないような定価だみたいなことというのがよく商売ではあって批判的になりますけども、ちょっとそういうことを連想させられるような、大変残念な数字でもあります。

次、ちょっと伺いたいと思いますけども、今回はこの基本使用料のところの排出量を、先ほども伺いましたが8立米にすると、こういう設定であります。全協でたしか部長が御説明ちょっとされたんだと思っただけですけども、大口使用分が含まれているので、実際の一般家庭の排出量は大体7立米ぐらいなんじゃないかと、そのようなことをちらっとお話しされてたかと思います。そういうふうに聞きますと、本来、平均すると7立米しか使ってないんだけど、この基本料金の設定は8立米使ってるという前提で組み立てられるということになりますよね。そういうふうになりませんか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 基本料金の対象になるところ、基本使用料については10立方メートルから8立方メートルにしたということでございますので、このような形になってます。先ほどの実際の料金に当てはめたときの率が随分違うんじゃないかといったようなところも、今の基本使用料の区分を変えたことによって、その少ない、10近くのところでの改定、倍率的なものが高くなってるというような現象が生じております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） いただいた資料ですとか、またこの間、出されてる行政報告書ですとか、「統計ひがしやまと」ですとか、いろいろ見比べてみますと、1人1カ月当たりの有収汚水量、これは料金を掛けることができた水道水ですとか井戸水の量ですね——を見ると11年には8.71立米、前回改定時の12年ですか——には8.69立米、以降、漸減して26年度には8.46立米までに至っています。ですから、前回改定以降、一貫して9立米以下になってるというわけです。

基本使用料を決める排出量は、先ほども確認しましたとおり周囲等も見比べて実態に合わせて決めていると、そういう御説明でありましたが、12年の改定時には9立米ではなくて10立米に設定されたままだったということでもあります。これで15年間過ぎたわけですが、この15年間、各家庭では、そういうことでいいですよと毎月100円から200円、余分に、本来払わなくてもいいようなお金が、この料金設定の妙で支払わされてきたということになります。概算で言えば3万8,000世帯から毎月100円、12カ月、15年間と集めれば、その額は単純計算になります。6億8,400万円と、それだけ余分に集めてきたということになります。ずっとこういう料金構造になってたということですよ。

月の排出量が基準の10立米未満の世帯では、過剰に課金されてきたその分を、例えば節水で取り戻そうと、こういう個人的な努力をしようとしても、10立米以下というのは一律料金ですから、これは不可能な話であります。この改定当時、平均19%の値上げを行うとともに、排出量の逡減が見込まれていたわけでありましたから、これによって差益が増大するという隠れ値上げの装置が、この前回の料金改定の際にはビルトインされていたと、こういうことが言えるのではないのでしょうか。制度設計をする側だけが知り得ている情報で、これが市民の目の届かないところでひそかに続けられていたわけでありました。これ不公平って言わないで、何て言うんですかね。

蛇足的に申し上げたいというふうに思いますが、水道局では、上水のほうですけどね、水資源の有効利用、節電、CO₂削減のために、都内では水道水の約7割を消費している家庭での節水を求めるというふうにしてます。上水道では、5立米以下が基本料金内と、ほぼ同額ということで6立米から従量料金になる、こういう料金体系になってます。ですから、7立米しか使用してない家庭でも、節水のインセンティブは働きますが、この下水道料金体系では、幾ら節水しても使用料の節約には反映されず、節水インセンティブは働かない。市はむしろ、これはうがった見方かもしれませんが、財政的にはむしろ節水されては困るなというのが、偽らざるところではないでしょうか。

私は、なぜこの節水の問題、あえてしつこく言うかと申しますと、これは日本下水道事業団の資料で見ますと、そもそもこの下水管が老朽化するという大きな原因となるのは、下水の中に含まれている成分が栄養分となって、下水や下水管内に生息している細菌群が活性化する過程で硫酸が生じることによって、下水管のコンクリートが中性化をして強度が劣化したり、鉄筋が腐食するためだと説明をしています。つまり、これらを生成させる原因物質を減らすことは、下水管の延命に寄与するということになります。ですから、節水を進めるような料金体系にしていくということも、これは必要はあることなんではないかというふうに思うんです。ちょっとここは意見になりますので、言わせていただきます。

ここで、質問をいたしますが、他市との比較についてもお伺いいたします。26市間の比較をしていますが、それぞれ条件も違い単純比較はできないはずですよ。総務省も、こういった一般的に26市みたいな比較の仕方ではなくて、言ってみれば一般会計における類似団体のような比較の仕方、人口、地理的条件、事業開始年などで類型化をしてそれぞれの事業を分類してるところであります。26市では、これはどこが我が市と同類型とな

るのか、また本市より使用料単価が高いところでは、経費回収率が高いということになるのかどうかということについてもお伺いします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 総務省が示します下水道事業比較経営診断によりますと、本市が含まれる処理区域内の人口区分、有収水量密度別区分、供用開始後年度別区分と同じ類型は、多摩地域の中では東大和市を含めまして8市あります。その市は、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、羽村市が該当いたします。また、東大和市よりも使用料単価が高く、経費回収率も高い市でございますが、こちらは国立市、福生市となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 8市ありました。そして、この8市で比較をしますと、使用料と経費回収率の関係、どういふふうになってるかということと言いますと、使用料が低い順から順番に言いますと、羽村で使用料単価105円、狛江で106円、武蔵村山で117円、清瀬市で120円、それから東大和で122円、国立市で123円、福生市で128円、稲城市で131円と、こういうふう順番に並ぶわけですが、これに対して経費回収率のパーセントは、上から羽村で108%、狛江で122%、武蔵村山で127%、清瀬で85%、東大和で71%、国立で96%、福生で178%、稲城で71%ということで、使用料単価の多少と経費回収率というのは必ずしもイコールにはならないというのが、この同じ、類似団体と言わないんでしょうけど、この8団体ではこういうふうになっているということです。8市の経費回収率は、使用料の高低の影響よりも汚水処理原価のほうが、むしろ影響が大きいように見受けられます。使用料を上げれば、この問題を解決できるということだけじゃなくて、下水道会計の歳出の4分の3を占めている借金の仕組みこそが、むしろ問題なのではないかというふうに思います。その点こそ詳しく市民に資料を示して御説明をいただくということが、今回必要だったのではないかなというふうに思うんです。

例えば、資料要求で出していただきましたけども、資本費平準化債についてですが、公共下水道債の借りかえをするものだという事ですけども、この資料を見ると、この10年間、毎年4億円から5億円ずつ借り入れてるわけでありましたが、借りた額の半分に相当する額が、当初、地方交付税から減らされる仕組みになっているというふうに向っております。その影響は、ですからこの10年間でいうと都合23億円を失った計算になると。そして一般会計から見て、毎年、基準内繰り入れ、基準外繰り入れ、含めてですけども、5億円近い繰り入れを行っているということとの関係でいうと、この年、4億円、5億円の半分ですから、2億5,000万円ですか、こういった額が一般会計に入ってくるべきものが入ってこない。こういったことの厳しさから、この下水道会計に入れるお金を何とか縮められないかと、こういうふうなふうに市の運営してる方々から見ると見えるんだと、せめてこういうお話をさせていただければというふうに思うんです。こういうことをきちんと、場合によってはこの資本費平準化債というのを、例えば借りない選択があり得るのかとか、それはもう事業を進める上で無理だとか、そういうような資料をきちんと出していただきたいというふうに思います。これは要望いたします。

答申では、事業運営に対する附帯意見として、市民への丁寧な説明が必要だとうたっています。過去にさかのぼって、また将来にわたっても説明されている以上に大幅な負担増が隠されていたということが、この中でも明らかになったわけです。ですから、私はこの提案自体は、もうゼロベースから見直して、改めて議会に、また市民の皆さんに御説明をして理解を求めていく、こういうふうにあるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど従量制のところでの問題もございましたけれども、今後、人口減少を迎

えたり節水型の社会が進展していくといったようなことを捉えますと、少なく使う方たちで現在の下水道の施設を維持していかななくてはならないような状況でございます。そういったようなことを見て、今回、東京都や多摩の他の市で行っているような基本使用料のところにラインを引いたことと、また区分を1区分ふやして8区分から9区分にしたというような改正をとっているものでございまして、基本料金付きの従量型の料金体系といったものは、経営の安定性を確保するために必要な料金体系というふうに捉えております。どこでもそのような形でやっけていまして、もう少しどこに厚く、どこに薄くするといったような細かい内容の検討といったものは、今後必要になるかなというふうには考えておりますし、財政の水準が一定の規模にいけば、そういったところをもっと検討できるというふうには考えておりますけれども、現在の状況ではそのような体力はないといったようなところがございますので、今後の説明でもそういったことをしていきたいというふうに考えております。今回の改定についてでございますけれども、下水道サービスを将来にわたって適切に維持していくために必要な改定であることに、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時52分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（並木俊則君） 補足の説明をさせていただきます。

まず、一般会計から見れば厳しいというところの部分でございますが、その部分は森田議員も御案内のように、そういう見方ということではなくて、市の一般会計、5特別会計を含め、全会計で今の財政状況は厳しいんだということをまず御理解していただきたいと思います。ここで実施計画のほうを発表いたしました、その中でも実施計画ですので、平成28・29・30年度の3カ年の計画でございますが、その中でも財源不足という数値をあらわしているのは約34億8,300万円、3年間でこれだけの財源不足があります。ただ、市としては市民サービスの向上、市民生活を守るために各事業を実施していかなきゃいけない。その場合には、いろんな事業を組んでいきますけど、歳入のほうはどうしても歳出に見合うものがなかなかないというところで、こういうような実施計画でも財源不足というのをあらわしているということを、まず御理解いただきたいと思ます。

下水道のほうの話でございますが、御案内のように下水道のほうは、通常下水道事業の下水道債と言われるものは30年の元利金の償還というふうになります。元金の償還というふうなことで組まれております。實際上、下水道管の減価償却、その期間というのは、通常言われておりますのが45年から50年ということで、実際のその下水道債の30年の償還より15年から20年ぐらい減価償却の期間が長いということで、ここで先ほどお話に出ました資本費平準化債という制度が導入されまして、当市にあってはその制度を積極的に活用しようということで、ここ10年間きたところでございます。なぜ積極的に活用するかといいますと、当市の場合は御存じのように下水道、最上流の区域でございますので、下水管の布設工事が一番建設単価等が高い中での下水道の普及促進ということで事業を進めてきた経緯がございます。そういった意味で、下水道のほうの事業費が、起債のほうもかなり多くのものを起債をしているという状況があります。そういった中で、この制度を活用しまして、全体の財政状況を見ながら、この年度は資本費平準化債を借り入れしたほうが、一般会計から下水道特

別会計へ繰り出しをするもの、下水からすれば繰り入れてございますが、その部分が億単位で減るというような制度でございますので、それを活用したと。先ほど普通交付税のほうの算入のことございましたが、この提出しました資料だけ、ここの部分だけ見ますと、そういうふうな森田議員がおっしゃったような論理になるかもしれませんが、資本費平準化債につきましても、これを借り入れた後、国のほうが後年度に財政措置をするというそういうふうな制度になっておりますので、そういうようなものを全体を勘案しまして、東大和市にとってメリットがある財政の手法ということで、資本費平準化債を借り入れているような状況がありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 資本費平準化債の御説明については、ちょうど今でいえば臨時財政対策債みたいな、そういう制度と同じような、後年度で戻ってくるからというようなお話でした。ここまできますと、これはちょっと今回の一般質問だけでは、私は話し切れないと思いますので、時間の関係もありますので、今後、3月議会で議案なんかにもかかってくるかと思えますし、また予算委員会なんかもありますので、ぜひ引き続きこのところでもお話をさせていただこうかなって、御質問させていただこうかなというふうにも思っています。

私は、ただ単にやみくもに1円たりとも上げるということがね、けしからんみたいな、そんなつもりは全然ないんです。あくまでもちゃんと市民の方が、意味が納得できるような説明をしていて、納得の上でどういうふうな負担の仕方をしたらいいのかなということをみんなで考えるということが、まさに大事なんじゃないかなと思っておるんです。

一例でいいますと、例えば水道、今回、下水道の質問をしようと思ったときに、なぜ私、最初に疑問に思ったかという、例えば水道料金との比較でいいますとね、水道料金って市のホームページを見ると、こういうふうになってるんです。基本料金がまずあって、基本料金というのは1立米以下ということなのかな、要するに使わないでもまず担っていただく部分と、それから5立米まではゼロ円で保障するという部分と、それから6立米から10立米は立方メートル単価で22円と、生活するのに最小限の負担で済むような部分、それからそれ以上は累進制で、立方メートル当たりの料金をふやしていくと、こういうような累進式の料金構造になっているんですけども、従前の市の下水道料金の説明を見ますと、そうになってなかったんですよ、今までは。単にゼロから10立米か、ゼロから10立米が固定で幾らで、あと11立米から20立米までは102円ですか——とか、こんなふうな説明があったんで、下水道ってそもそも基本料金がいないのかなって思ったんですよ。ここのところは同じゼロでもね、使わなくてもいただくべきものはいただかなきゃいけないんだというのと、それからちゃんとナショナルミニマムとして保障してる部分と、それから使用料に応じて負担していただく部分とという、上水道のほうはすごくわかりやすいんです。ところが、下水道はそこがよくわからないというところから出発して、今回質問させていただきました。このいただいた資料では、いきなり基本使用料金というふうに、初めてこういう区分の表記がされてましたもんですから、これは一体、市民生活の関係ではどういうふうに見ていいのかなというふうに思ったもんですから、こんなところから出発していろいろ教えていただいた次第です。

ただ、私どもはこの従前の今回までお示しいただいた改定案については、市民生活への多大な影響を顧みない、残念ながら御説明とも大きく乖離する全く道理がないもんだと考えて、反対の立場を表明をしております。そういうことを踏まえましてお話をさせていただきました。

この項については、質問を終わらせていただきます。

続きまして、マイナンバーの通知と取り扱いについてに移らせていただきます。

まずお伺いしますのは、通知カードの郵送状況については資料をいただきました。3万8,428通のうちで、市に戻ってきたのは1,642通、意外と受け取りがよかったなというふうに思います。そして、うち拒否が12通で、宛てどころなしが519通、郵便局でのとめ置き期間経過して市に戻ってきた分が1,111通ということです。とめ置き期間が、今後経過した分の取り扱いというのはどういう処理をされることになるのでしょうか。事務的なことになるかと思うんですが、教えてください。

○市民課長（山田茂人君） 通知カードにつきましては、現在郵便局におきまして市内の各世帯に配達しております。この通知カードは、御不在等により郵便局に戻ってまいりました場合、郵便局でのとめ置き期間は7日間でございます。その期間を経過すると、通知カードは市役所に返戻されてまいります。この返戻されてからの通知カードの管理や交付につきましては、法定受託事務、国の法定受託事務の中で市が対応する業務というふうになります。今後の取り扱いについてでございますが、市におきまして通知カードが返戻された理由につきまして、例えば転出や転居等の個別の事由を確認して対応いたします。返戻の理由が不明なものに関しましては、受け取り手続きをしていただくための案内はがきを転送可能な郵便でお送りいたします。その後、該当者の方に市役所に受け取りに来ていただきまして、本人確認の後に交付するという予定でございます。さらにそれでも受け取りに來られなかった場合は、国の事務処理要領にはおおむね3カ月間の保管の後、物理的な方法により廃棄処分にするということになってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうですね。ポストにいろんなチラシなんか入ってきてまして、その中にたまたま不在のときに不在通知なんか入っても、その中に紛れて、着いてたこと自体が把握できなかったとか、そういうようなことというのもあるって、気がつかないで、いつになったら通知来るんだろうというふうに思ってたら、実は不在の処理をされていたと、そういうケースって結構あると思うんです。ですから、もう1回、通知をし直していただくということは、これ今まで多分決まっていたことだと思うんですけども、しっかりやっていただくと助かるということでありまして、ただ経過期間から3カ月を過ぎると通知カードは廃棄というふうになってるといっても、私も伺いましたけども、その後、廃棄した後に御本人が、ちょっとおかしいなと思って窓口に来られたときというのは、具体的にはどういう手続に入るのでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 3カ月というのはおおむねでございますので、当市におきましてはまだその期間は決定しておりませんが、3カ月よりもう少し期間を置こうかなというふうに考えております。これは26市、他市の状況も同様でございます。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 大変失礼しました。

一応、今の段階では国のほうから3カ月程度というふうに言われておりますが、その期間経過後、基本的には廃棄処分という形になってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） あのカードは市役所とかで、印刷をどこかに依頼してるもんじゃなくて、そのデータに基づいてJ-LISですよ、J-LISが大蔵省で刷って、それを出しているんだというふうに報道なんかでも出てますけど、だから市でまた同じカードを、何かまた別のほうで勝手に発行できるものなのか、それとも例えばもうカード発行できないから、マイナンバーカードをつくっていただくというふうになるのか、そこら辺は何か今お話はあるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 基本的には、先ほど申し上げましたとおり、一旦廃棄処分した後につきましては、再交付というような、通知カードの再交付というふうな段取りになってまいります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 同じ番号がついてる同じようなカードではあるんですけど、ただその役割は全然違いますのでね、通知カードは通知カードとして再発行していただくのが望ましいと、私も思います。

それでは、次ですが、受け取りはされているということになってるんですが、施設入所者などのケースですが、そういった方のうち、みずからの意思表示が困難で家族もいないというような方もいらっしゃいます。こういった方の場合、一旦施設側で通知を預かったまま、どういうふうにしようかなという仕掛かり状態になる場合があるというお話もあるんですが、こういったものに対して取り扱いの相談などは過去にはあったんでしょうか、これまでに。

○市民課長（山田茂人君） 市民課におきましては、今御質問者のおっしゃったような該当の相談の事例はございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 現にそういう方、施設に入っていて、みずからではちょっと判断難しいという方もいらっしゃいますので、そうなるとうか施設の中でとめ置かれたまま、金庫に保管してるのかどうかかわかんないですけども、保留したままになっているんじゃないかなという可能性もあると思うんですね。というのは、選挙の案内の封書なんか、まさにそういうようなことがありますもので、選挙のときはそれ相応の対応をするんですけども、今回の場合だと大事なもので、なくしても困るものということになると、その施設の金庫の中に当座保管したまま、次の指示を待たざるを得ないかとかいうような、様子見ということになってるんじゃないかなと思って、ちょっとそこが気がかりでありました。

それから、ちょっと個々、伺いますけれども、例えばこの通知された番号の利用に当たってなんですが、今施設入所の方、例に挙げましたけども、例えば介護保険の給付申請には伝送ソフトが使われますけども、こういったものには、このマイナンバーが必須の入力項目になってたりとかいうようなことはあるのでしょうか。つまり、それわからない状態で、さっきみたいにとめ置かれて、勝手にあけることもできないんだけど、入力しなきゃいけないからどうしたらいいんだみたいなことというのは、さっき問い合わせがなかったという話ですから、現実の問題としてはまだ起こってないんでしょうけど、そういうふうになるような場合というのは、あり得ないものなんでしょうか。もしわからなかったら、わからなかったでも結構です。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在のところ、必須項目ということにはなっていないということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ほかも伺います。

それから、申請するサービスによっては、申請者だけでなく世帯全員のマイナンバーの記載を求めるようなこともあると聞きますが、これはサービスの効率化をやると言いながらも、また随分新しい手間も発生するんじゃないかなというふうに思うんですが、こういった事務が幾つもあり得るんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） さまざまなサービスがありまして、その中で法律や条例に定める事務について、マイナンバーを使うことになるわけでございますけども、基本的にはこれまで住所やお名前を書いていたものに対して、マイナンバーを追加するような形になっておりますので、その事務の負担からすると、そんなに大きなものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

それでは、国民の関心も大変強いところですが、このシステムから秘密が漏れたりとか、そういうふうな個人情報や情報が漏れたりとかいうような心配はないかどうかというようなこともありますので、そういったところでちょっとお伺いしたいと思います。

ネットワークシステム上の安全対策なんですけど、これは国でも調査をしてるとは聞いておりますが、念のためにお伺いをしたいと思います。

6つぐらい伺っておきたいと思うんですが、1つはマイナンバー情報があるこの市の基幹系のネットワークとインターネットでは接続はしてないというふうに思いますが、これを利用する業務系のネットワークはインターネットに接続しているのかどうかということ。

それから、もしそれされているのであれば、このマイナンバーをそこにコピーしたり保管したりするような作業は発生しないのかどうかということ。

それから、3番目に業務に使用する端末を、その基幹系、業務系の両方のネットワークの共用端末などに使用しているようなことはないのかどうか。

4つ目に、従事される職員さんの体制ですとか、また研修、教育などの対策というのはどのように進められていくのか。

5つ目に、事務取り扱い担当者というのを決めておくということだそうですが、範囲はどんな感じで当市の場合だと決めることになるのかと。

そして、6つ目に、基本項目評価書というものをつくって、この安全管理をしていくというふうに伺っておりますけども、これは例えば議会への報告ですとか市民への公表ですとか、こういったものはどういう扱いになるのかということをお伺いします。

○情報管理課長（菊地 浩君） 私のほうからは、最初の3つについてお答え申し上げます。

まず1つ目なんですけれども、基幹系のネットワークと連携しています業務系のネットワーク、例えばこれは福祉系のネットワークなどですけれども、こちらはインターネットのネットワークには接続していないものであります。

したがって、2番目はありません。

3番目の業務に使用する端末を両ネットワークの共有端末にしているかどうかという点でございますが、こちらは基幹系ネットワークで使用しています端末とインターネットで使用する端末を、例えばCD-Rなどとか、そういった磁気媒体を介して、共有端末として使用することはないものであります。

私のほうからは以上でございます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私のほうから、職員体制等につきまして御説明申し上げます。

まず、職員体制につきましては、庁内でこれから保有個人情報等の管理規定という形で規定をつくる予定で考えております。その中で、庁内の管理体制ということで、例えば課長の責務や職員の責務など、そして特定個人情報、マイナンバーを扱う職員を特定、指定しようというような内容の規定を定める予定でおります。

また、研修、教育等についてでございますけれども、私ども企画課がトータル的にマイナンバーを所管しているんですけれども、私どもの職員が10月に2回ほど職員向けに研修を行っております。1つが、制度の概要についてということで、全課の係長職以下の職員を対象にしたものと、それと実際にマイナンバーを取り扱う

課の職員を集めた研修をやっているということです。さらに12月、これからですけれども、特定個人情報の取り扱いということで、もう1回研修をさせていただく予定になっております。

そして、最後に御質問ございました特定個人情報を取り扱う職員の関係でございますけれども、これは明確にする必要があります。各管理職、課長はそれぞれの職場でその事務に応じて役割、そして取り扱う事務の範囲を指定するという形をとりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

市の各種の申請事務で、例えば窓口で、このマイナンバーの提示を拒否をされるとか、もしくはたまたま持ってこなかったとか、あと自分の分は持っているけども、御家族の分までは集め切れないとか、いろんなことがあるんだと思うんです。今本屋さんなんかに行くと、このマイナンバーってやつは一体どういうふうに対応したらいいのかみたいな雑誌ですとか、ムックみたいなものが随分たくさん並んでるんですけども、大体これは法律家の方が書いたりとかするものですから、国ではこういうふうに言ってますという、大体判で押したような話を書くんですけども、そこに書いてあるのは、こういう場合なんかと、窓口で言い方、ちょっと違うんですけど、よく説得をして、必要なものですよと言って、どうしても聞いてくれないとJ-L I Sだとか、それからこの事務の上位のその国のどこどこ省に問い合わせてくださいとか、こういうような窓口対応をお勧めするようなものが随分見られるんですね。私は、それ読んだときに、本当にそんなことするのかと思ってちょっとはてなと思ったんですが、実際それは市町村によって随分違うんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう何か一々とめ置いて、そのやりとりをするようなことをするのか、そうではなくてもうちょっと簡便な方法でやるのか、窓口事務について教えていただければというふうに思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今の御質問にお答えする前に、先ほど答弁漏れが1つありましたので、申し上げます。

特定個人情報の保護評価という形で、その辺は公表しているのかというお話がございましたけれども、現在法律に定める事務につきましては、特定個人情報保護委員会という国のほうの機関がございまして、そちらに提出をし、そちらのほうで個別の事務について評価書が公表されております。そちらホームページでごらんになることができますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、事務の関係でございますけれども、申請受け付けをする際には、ただいま御紹介ありましたように、制度の適切な運営を図るために、原則としましてマイナンバーの記載をお願いしたいというふうに考えているところでございますけれども、実際にそのマイナンバーの提示を拒否されたり、あるいはそういうマイナンバーを確認する書類を持ってなかったようなケースが想定されますけれども、そのマイナンバーを持ってなかったことによりまして、申請書を受理しないということは考えておりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） じゃ、事務が滞らないように、速やかに対応していただけるということなのかと思います。ただ、そうはいつでも、書式上はそれ入れなきゃいけないということもあるでしょうから、例えば役所間で照会をしたりとかいうような、そういう作業もあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどういうふうになるんですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 仮に市のほうの受付でマイナンバーを記載しないような事務があった場合、番号法の手続からしますと、番号法の14条の2項という規定がございまして、地方公共団体情報システム機構

から個人番号の提供を受けることだったり、あるいは市が保有しておりますシステムからマイナンバーが確認できれば、それを入手して取り出すことができるというふうに法律で定められておりますので、その扱いをしたいと思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

それでは、ちょっと庁内の中での事務ということになってしまうかもしれないんですけども、例えばこの職員さん、お勤めになってる職員さんのお給料の管理だとか、そういったことなんかでも、このマイナンバーというのは絡んでくるのかというふうに思うんですけども、毎年、何十人か退職される方いるわけですけども、この退職された方の番号等の取り扱いみたいのというのはどういうふうになるんですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市の職員に対しまして、税の届け出の事務等におきまして、マイナンバーを入手しまして、それぞれの事務に使ってまいります。その退職された職員等に対しましてマイナンバーの取り扱いですけども、法定の期限が税のものがありますので、その法定期限が過ぎた段階で廃棄処分という形になっております。その廃棄の方法ですけども、判読ができないような状況にして、廃棄するというようになっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

では、次をお伺いしたいと思います、今回、提案の中で新たにコンビニで住民票等がとれたりとかするサービスを、このマイナンバーカードを使ってやっていくというようなお話もいただきました。これちょっと具体的な話になっちゃって申しわけないんですけども、何となくコンビニに自分がマイナンバーカードを持って、そこで何か番号入れるのかわからないんですけども、持ってってなくしちゃわないかなとか、置き忘れちゃわないかなとか心配になったりするんですけども、一般的な話で伺いますが、例えば操作時にマイナンバーカードの置き忘れなどの紛失などの危険はないのかとか、あと番号を入れるというようなお話を言われたけれども、この番号というのは何か、例えば12桁の何とかだとか、そういうようなものなのかどうなのか、どういう正確のものなのかというのをちょっと教えていただければと思うんですが。

○市民課長（山田茂人君） コンビニエンスストアのいわゆるコンビニ交付についての御質問でございますが、まずコンビニエンスストアの中のマルチコピー機といいまして、コピーもできる多機能の端末機を使って、コンビニ交付は行っていただきます。そこの中の行政サービスというコーナーのところを選択していただくと、そこでコンビニ交付の開始時に個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを置いていただきます。そこで置いて、いわゆる利用者証明用電子証明の4桁の暗証番号を入れていただくこととなります。そうしますと、画面上で、カードを取り外すと次の画面に進みますというのが画面の中に表示されまして、カードのとり忘れの防止という対策になってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうですか。これを聞いて、私はちょっと安心をいたしました。私も忘れっぽいんで、よくコピーをとりに行くと、原稿をそのまま、挟んだまま忘れるということをししばしばやらかしますもんですから、結構、前のお客さんのやつが残ってたとかいうこともありますもんですから、万一そういうふうになったらどうしたらいいのかなんていうふうに思ったりもしたんですけど、少なくともシステムのそういう安全策はこの中ではとられているということは確認できましたんで、これは一安心というところですよ。

それからあと、このシステムによって、いわゆるマイナンバーが読み取られていくということなんですか。それともどなたかの質問で、公的個人認証サービスという言葉が出てたんですけども、それが私もちょっとよくわかんないんですけども、IDみたいなのがあって、そっちでつながってるんだよみたいな。つまりマイナンバーは、そこでは動くてわけじゃないんだよとかいうような話も聞いたりとかして、どっちかよくわかんないもんですから、どこまでこのマイナンバーのデータというのが、その中で行ったり来たりするのかというのも教えていただければと思うんですが。

○市民部長（広沢光政君） コンビニ交付におけますマイナンバーカードの活用についてでございますが、結論から申し上げますと、コンビニ交付では、個人番号カードは利用いたしますが、マイナンバーは利用いたしません。先ほど担当課長のほうからもお話ししましたが、この個人番号カードには住基カードのときと同じような公的個人認証の機能がついておりまして、ICチップが埋められてございます。これは御本人様が希望の上でそれを入れるわけでございますが、その中の利用者用電子証明という部分で、先ほど申し上げました4桁の数値御本人が設定いたしました、それに基づいて本人確認をし、証明を発行するというようなシステムになってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） じゃ、この公的認証サービスというのの付番されてる番号を頼りに、このシステムが動いていくんだということがわかったと思います。

済みません、ちなみに、これもどなたかほかのところでも聞かれてたと思うんですけども、このシステムを使うことで、業者さんにとってことになるんですか、それともマイナンバーを扱ってる機関にということなのかちょっとわかんないんですけども、キックバックって言ったらいいんですか、お金を何か事務費的にお金を払うとか、そういうのはあるのかと思うんですけど、いかほどなものなのでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 市におきまして、地方公共団体情報システム機構に、証明書1通当たり123円を支払うという契約を行っておりまして、この123円の中からコンビニ事業者への支払い分が発生するかと考えられますが、その詳細については不明でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） じゃ、コンビニに払うんじゃなくて、これはJ-LISに1回預けると、そういうようなことですね。今回の提案では、今まで、ここで手で交付してもらって300円かかるのが、これ使うと200円で済みますよと、それだけマイナンバーカードを使うと便利になりますということで、200円という御提示だったと思うんで、それ自体は少しでも手数料、下がるにこしたことはないですから、安全であればこれはよかったということで、我々も条例案には、そのところについては賛成をしたわけでありまして、そうすると200円のうち123円がここで支払われていく、もちろん24時間、その施設を用意してなきゃいけないということであれば、当然といえば当然なのかもしれないんですけど、そういうお金が外に流れていくのかって、ちょっとどうなんだろうかなということも思いました。

次、伺いますけれども、この負担ということでいいまして、特に今問題になってるのは、市内の事業者さんの方々が非常にこの負担増を気にされていらっしゃるんですね。この間、私、幾つかの団体で聞きますと、みんなでいついつ、マイナンバーの勉強会を開きました。何十人集まって大盛況でしたみたいな話も随分伺ったんです。今市では、例えば標準的に小規模企業でいいと思いますけど、例えば5人ぐらいとか10人ぐらいの小口の事業所の方たちが、こういうマイナンバーの制度に対応するってことになったときに、どれぐらい負担し

なきやいけないもんなのか、ピンキリあると思うんですけども、一般的には大体こういう相場があるとかというのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 小規模事業者の方々も、マイナンバーを使うときには安全管理義務が課されておりますので、何らかの対策を講じなくちゃいけないわけですけども、その規模に応じた対応でよろしいということになっています。具体的にはパソコンで管理している場合には、ウイルスソフトを使ったりとか、そういうことになりますけれども、その金額ですね、市としてそれがどのぐらいかかるかという金額まではつかんでおりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） その勉強会をやってる方たちから資料をいただいたりだとか、先ほども言いましたけど、本屋さんに行くと、この間、いろいろ具体的なそういうこれこれ、こういうものをそろえないと大変ですよというような記事なんか見ますと、例えばまずネットから隔離しようってことになる、今使っているものとはまた別にパソコンですとかプリンター、買わなきゃいけないよと。安いものでも多分数万円とかかかりますよね。それから、いわゆるウイルス対策みたいなものですか、あとデータもただ単に消去だけではきれいに消えない仕組みになってるそうなので、それを完全消去するために、そういう専用のソフトを買ったりとか、あといわゆるクラウドサービスに入らなきゃいけないとかいうのがあって、その費用が従業員の多少でも変わるんですけども、そういうさっき言ったような小規模の事業所なんかでも年に数万円ぐらいのサービスからあるものなんだということなんです。それから紙書類になったときには、金庫ですとか、金庫までいかないまでも鍵つきのアタッシュケースみたいなものを用意しないといけないですよということで、数千円から数万円ぐらいの費用がかかると。それから、従業員さんに対しても、その事務の方に必要な教育研修みたいなこともちゃんとある程度やらないといけないんで、そういったことでもあるいは費用発生するかもしれないし、部屋についても厳格に間仕切りまでとは言わないでしょうけれども、事によってはパーテーションの一つも必要だとか、シュレッダーもそろえなきゃいけない、書類のロッカーもしなきゃいけないとかいうようなもろもろ入ると、本当に小規模のところでも数十万円の負担になるっていうのを勉強会なんかで聞いて、非常にびっくりしたというようなお話も聞きました。こういった負担を強いてまでやらなきゃいけないことなのかなというふうに私は思っているところです。これは国がやっている事業ですから、市でじゃやめませうというわけにもなかなかいかないんでしょうけど、そういう負担があるということは言うておきたいというふうに思います。

それから、次、お伺いしますが、保守管理などの委託先をお願いするということになると思うんですが、そのときに例えば再委託だとか再々委託などという場面も出てくるんじゃないかというふうに思うんですけども、これはどういうふうにチェックをするのか、それとも何か契約の中で再委託禁止みたいなふうに一般的にするのか、どんなふうにここでは想定されるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 番号法の10条のところに再委託の規定がございます。それを見ますと、委託を受けた者は最初の委託者、例えば市がお仕事をお願いしたなら、市なら市の許諾を得なければ再委託はできないというふうになっております。またそれが再々委託になった場合も、委託者である市なら市のほうに許諾を得なきゃいけないというような制度になっておりますので、少なくとも再委託、再々委託する場合には、市のほうに話が来ますので、そこで許諾、正しい仕事をしてやっていただける業者かどうかを確認して、許諾するというような流れになってきます。それを担保という意味では、委託をするときの契約書、あるいは仕様書に、それを明確にして今後対応したいと思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 何か仕組みではそういうふうになってるというふうには書いてあるんですけども、再委託してもいいですかと言われて、はいどうぞっていう、必要な仕事だったらどうぞというふうに言いたいところなんだけど、その発注者からすると、言ってみれば発注者責任があって、その再委託先についても、これ間接的になってなっていますけども、監督義務が生じるんだということなんですね。委託契約のときにはいろいろ資料もとってそれ相応に気をつけてやっているというのは当然のことではあるんですけども、その再委託、再々委託ってなったときに、その間接的などはいえ、チェックするべきことというのはある程度決まっていますから、どうやってそのチェックをすることが実務的に可能なかちょっとわからないなというふうに思うんですね。そういうようなことで、具体的にここまで調べなさいみたいなことというのはあるんですか。特にないんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず契約するに当たりまして仕様書をつくりますけども、仕様書で市が実際にマイナンバーを取り扱うのと同じような形で、適切な保管ですね、あるいは廃棄などの処分などにつきましても、きちんと同レベルぐらいになるぐらいの仕様書、期待するような形の仕様書で、項目を定めたいと思っております。また必要に応じて、その各項できてるかどうかですね、その辺についても調査なども行われるような形にしていきたいと思います。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうやって仕様書、契約書でとりあえずは守っていくしかやりようがないんだと思うんですね。国もそういったことも想定してガイドラインをつくって、今回こういうようなやり方でやってくださいというふうに、4月ぐらい、私が見たのは4月ぐらいのガイドラインなんですけど——なってるんですけども、その後ですけども、例えば豊島区なんですけども、これ福祉関係なんですけど、おむつ業者さんが区の仕事を委託をされたんですが、契約に反して再委託を繰り返して、取得した情報で何と営業活動を行って、そのデータでダイレクトメールを送ったりとかしてたと、こういう事件が発覚してるんです。ですから、仕様書ですとか罰則で本当に防ぎ切れるのかということは、これは疑問を言い出したら切りがないわけですよね。

そういったことから考えますと、ちょっと思い返すとこの間、ベネッセ事件ですとか、それから年金機構の流出事件ですとか、こういった人為的にやればやれると言ったらいいんですか、そういうようなことも考えると本当に今このマイナンバーというのを進められるのか、拙速な導入というのは市民のプライバシー権にもかかわってくるような問題なんではないかとも思えるわけです。実際、これは憲法違反なんじゃないかっていうふうに裁判を起こしたグループなんかもあるって、これは本当に慎重に、差し当たっては今この制度動いて事務もやっていますから、「はい、あしたからわかりました」というわけにいかないんだと思うんですけど、くれぐれも慎重にやっていただきたいということをお願いして、この項については終わりにさせていただきます。

では、次に更生保護施策についてです。

市の更生保護施策の具体的な取り組みとして、先ほどもちょっと御説明ありましたが、御説明をいただければありがたいです。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 市での具体的な取り組みといたしましては、保護司の皆様を初め、関係諸団体の御協力をいただきまして、犯罪や非行のない明るい社会を築くために、毎年、強調月間でございます7月に東大和市社会を明るくする運動主要事業、中学生による意見発表を行ってございます。また、産業まつりにおきましても、多くの関係団体の皆様の御協力のもとに社会を明るくする運動の啓発活動を行っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　そうですね。産業まつりですとか、結構寒かったときも、一生懸命、保護司さんたち、皆さんでやっていらっしゃった姿、私も拝見をしておるところでございます。

更生保護施策には、保護司さんの協力がなくてはならないものと思いますが、保護司さんの役割というのは、そもそもどういうものなんでしょうか、教えてください。

○福祉推進課長（尾又斉夫君）　保護司さんは、更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱されました非常勤の国家公務員でございます。犯罪や非行を行った人の立ち直りを地域で支えますボランティアでございます。主な役割としましては、保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言、相談を行ってございます。また、刑務所や少年院からの出所後に円滑な社会復帰、こちら果たせますように、居住先の生活環境の調整や就労などの処遇支援活動や犯罪予防の活動の推進を行っております。現在、市では20名の保護司さんが活動をされております。

以上です。

○1番（森田真一君）　犯罪や非行がない安全安心なまちづくりということを考えますと、保護司さんが頑張っているという事は非常にありがたく思われるわけでありまして。また再犯防止を進めるということとの関係でいいますと、保護観察対象者が就労をすることで経済的にも安定をして、社会的にも自立をされていくということが重要だというふうに言われています。

私が今回、このテーマを取り上げましたのは、実は先般、市民の方から御家族で近々出所される、いろんな事情があって不幸にして刑務所入って、でも刑期を終えて今度出るんですという話になって、仮出所だから入所中も良好だったわけですね。そういうような方がいらっしゃって、その後の更生を図るために就労先も探してるんだというお話をいただいた中から、今回このテーマに至りました。

就労に関してであります。法務省では犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける制度として協力雇用主というものを、そういう制度を設けているそうです。この制度は、犯罪や非行の前歴のために、定職につくことが容易でない刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用して、改善、更生に協力をする民間の事業主の方々です。制度には、協力雇用主の不安を軽減するために、万一、損害などを与えた場合には、最大200万円を上限に見舞金を支払う身元保証制度ですとか、また最大12万円余りの職場定着協力謝金など、国の支援制度も設けて、最近この制度ができました。また、この協力雇用主になっていらっしゃる方の半分は、大体建設業のお仕事ということなんです。たしか東京都もその一つ、総合評価が何かのところ加点してると思うんですけども、そういったようなことも行われています。そこで、もしわかればなんです、市内や近隣市で協力雇用主をされている方の数ですとか、また業種なんかもわかれば教えていただきたいと思うんですが。

○福祉推進課長（尾又斉夫君）　立川保護観察所に伺いました平成27年11月1日現在の協力雇用主の数でございます。具体的な事業所の名称につきましては、公表されていないということでございますが、数としましては市内が2事業所、立川保護観察所内、26市、3町、1町の合計で155事業所でございます。また、管内の協力雇用主の業種等につきましては、建設業が約50%、サービス業が約15%、製造業が約15%、小売等のその他が約20%ということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　ありがとうございます。

私もこの間、何人か保護司さんからお話を伺いましたけども、今保護司が役目柄、民生委員以上になり手がなくて本当に困ってるんだというふうに向っています。月2回、保護対象者と面接をしているんだけれども、雇用主の方だったら毎日、目が届いて、わずかな変化でも気を配れると。仕事の向き不向きもあるだろうから、いろんな職種でそういう協力雇用主になってくれる企業がふえると、本当に更生保護の仕事もはかどるというふうに言われていました。保護観察所にも行ってきたんですけども、そこでも担当官から、無職者と有職者では再犯の率が5倍違うんだということで、社会で受け入れてもらえるような形をきちんとつくっていくことが大事なんだけれども、あいにくこの東大和市では本当に1件、2件しか今ないんで、例えば何かの折にこの制度を事業所などに紹介していただいて、そして1件、2件でもふえれば、これは1.5倍だ2倍だと、こういうふうになりますので、ぜひお力かしていただきたいというお話をされていましたが、例えばチラシを必要などところに置いていただくとか、何かの折に社明運動だとかと一緒に紹介していただくなんてことは可能でしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 市といたしましても、これまで社会を明るくする運動主要事業、中学生の意見発表に始まります犯罪や非行のない明るい社会を築くための施策を積極的に推進してまいりました。更生保護施策でございます協力雇用主制度につきましても、今後、広報やPR等の依頼等がございましたら、検討させていただきますと考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、時間もわずかとなりましたんで、あと2つ残してるんですけども、資料等もいただいて今のところくい打ちデータの問題については余り心配はいらぬというような内容でありましたので、私もとりあえずその様子を見ながら、必要な情報がありましたらまた御提供いただきたいということだけお願いして、答弁は結構かと思えます。

それから、トウキョウサンショウウオにつきましても、これは市内のこれまでサンショウウオの生息なんかで力かしていただいている皆さんんかが、今回の工事で、例えば水が汚染されたりとかしてすみにくくなるんじゃないかとか、さまざまところに大気汚染ですとかそういったことで影響出ないかということで御心配をされてます。そういう貴重なものが、ここにいますよみたいな話はこういう場ではできませんので、今回公表はしないということですけども、担当課のほうでよくつかんでいただいて、必要な手だても今後とっていただければということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす9日から11日及び14日の4日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時43分 散会